

第1部 環境基本計画の策定にあたり

第1章 環境基本計画の背景と役割

1. 環境基本計画策定の背景

平成22年1月1日に、前原市と二丈町、志摩町が合併し、人口約10万人の「糸島市」が誕生しました。糸島市は美しい海や海岸線、松林、緑豊かな山々や田園に包まれた自然と長い歴史に培われてきた優れた伝統・文化や産業を有しています。

また、九州大学の伊都キャンパスへの移転が平成17年から進められており、学術研究都市として新たな魅力が加わりつつあります。

しかし、地球温暖化をはじめとする環境問題への対応、少子高齢化の進行、地方分権による地域間競争をはじめとして、都市化の進行、地域コミュニティの希薄化など糸島市を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このような状況のなか、糸島市は、市民が力を合わせてまちの活力を創出し、生き生きとして、いつまでも新鮮さを保ったまちを築くために、「人も元気 まちも元気 新鮮都市 いとしま」を将来像に掲げてまちづくりに取り組んでいます。

「人も元気 まちも元気 新鮮都市 いとしま」を実現していくためには、市民、地域、事業者、様々な団体、市が、まちづくりに関する情報や課題、まちづくりの目標を共有し、共にその実現に向かって行動していくことが必要になります。

また、糸島市のまちづくりを進めて行くうえでは、「市民」、そして「自然・歴史・文化」が大切にされ、生かされたまちづくりが必要です。

すべての市民が、「郷土を愛し、守り、育てる」気持ちを持ち続け、持続可能なまちづくりを進めていくために、市とともに考え一緒に行動する「協働」を柱に、「人と自然と文化を生かした協働のまちづくり」を基本理念として、糸島市のまちづくりを進めています。

「人と自然と文化を生かした協働のまちづくり」を目指していくために、平成22年1月1日に糸島市環境基本条例が制定され、市民、事業者、市の役割を明らかにして、環境に関する施策を総合的に推進することになっています。

このような背景を踏まえ、糸島市の環境への取り組みを総合的、横断的な見地から実効性のある計画とするために、「糸島市環境基本計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

2 . 環境基本計画の目的と基本的な考え方

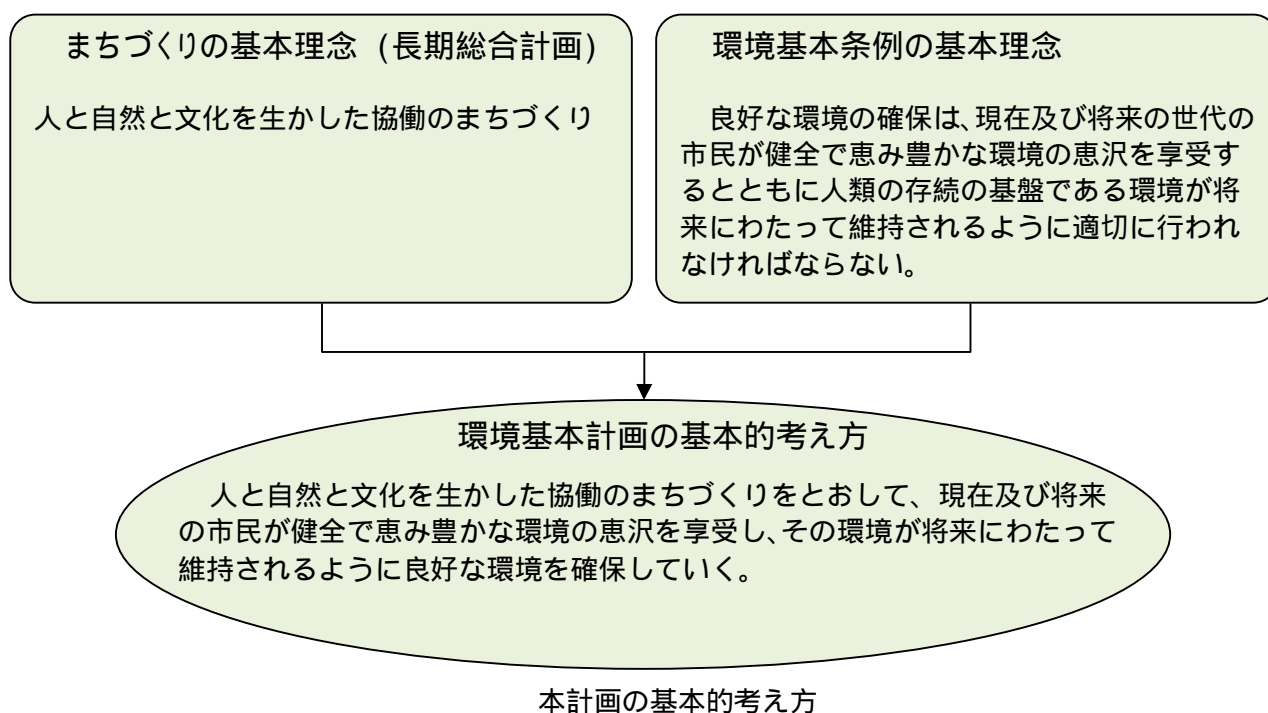
2-1 計画の目的

国の基本計画では、循環、共生、参加、国際的取組の4つをキーワードに「健やかで美しく豊かな環境先進国」を基本目標にして、「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」、「環境保全上の観点からの持続可能な国土・自然の形成」、「技術開発・研究の充実と不確実性を踏まえた取組」、「国、地方公共団体、国民の新たな役割と参画・協働の推進」、「国際的な戦略を持った取組の強化」、「長期的な視野からの政策形成」の6つの方向を掲げて、国民の理解を深め、共感、協力が得られることを目指しています。また、県の基本計画では、「恵まれた山、川、海の福岡県 知恵と工夫でつなぐ未来」を目指す環境像として定め、「自然環境の保全と創造」、「生活環境の保全」、「循環型社会の形成」、「地球環境問題への取組」、「各主体の自主的な環境保全の取組とネットワーク化」の5つの柱を掲げ取り組みを進めています。

本計画は、国や県の環境基本計画を基本にして、糸島市の環境の特性を踏まえたうえで、目指す環境の将来像及び基本方針を示すとともに、これを実現するための目標、施策、計画の総合的・横断的な推進、進行管理のあり方などを示すことを目的に策定したものです。

2-2 計画の基本的な考え方

本計画を策定するにあたっては、糸島市が掲げるまちづくりの基本理念及び環境基本条例の理念を基に、人と自然と文化を生かした協働のまちづくりをとおして、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、その環境が将来にわたって維持されるように良好な環境を確保していくことを基本的な考えとします。また、以下に示す3つの視点から環境問題と解決のための目標・施策などを把握していきます。



1) 豊かな自然と歴史的遺産の継承

私たちが暮らす糸島市は、福岡都市圏に位置しながらも、山・川・農地・海など豊かな自然と歴史的遺産が身近に存在し、私たちの心に安らぎと癒しを与えています。これらは、先人たちの自然とともに生きるという優れた知恵と努力により受け継がれてきたものです。しかし、都市化の進展により地域環境への負荷が増大し、緑豊かな自然や歴史に育まれた良好な居住・都市空間などが徐々に損なわれつつあります。このような状況の中で、私たちには、恵まれた自然と歴史的遺産を受け継ぎ、生物多様性にも配慮した環境を次代に引き継ぐ責務があります。

2) 多様化、グローバル化する環境問題

糸島市が直面する環境問題は、ごみの不法投棄や河川・ため池の水質の悪化など、都市型生活の中から起こる身近なことから、地球温暖化などグローバルな問題まで様々です。また、酸性雨、光化学オキシダントなどの化学物質による環境汚染、生物多様性や地域景観の保全など、環境問題はますます多様化する様相を呈しています。さらに、その状況は、徐々に悪化の一途をたどっており、問題解決に向けた取り組みをいま始める必要があります。

複雑、多様化する社会の中で、よりよい環境を維持していくために、市の努力はもとより、市民、地域、事業者、環境サポーターが一体となって環境を保全し、快適な住環境を創造していくことが必要です。

3) 協働による環境の保全及び創造

市内では、地域や環境サポーターが中心となって、環境美化行動や自然環境保護などの環境の保全・創造が積極的に取り組まれています。これらの活動をさらに広げ、市民一人ひとりの環境意識と実践活動を高めていかなければなりません。

人間と環境はお互い影響を与えあう関係であり、多くの環境問題が私たちの日常生活や事業活動に密接につながっています。そのため、自然の継承や環境問題の解決を図るには、私たちすべてが環境の保全・創造に意識を持ち、責任ある取り組みをすることが必要です。

同時に、地域の環境をより良くしていくための目標や施策を確立し、市民・事業者・環境サポーター・市の「各主体」が協働し、良好な環境づくりに参加しながら、お互いが環境問題に対する意識を高めていくことも求められています。さらに、各主体が、それぞれの分野から、次代を担う子どもたちに環境の大切さを教え、子どもたちも自ら学び、環境問題に対する意識を高め、行動につなげていくことも求められています。

そして、限られた財源の中で、総合的かつ長期的な視点に立って、環境を守るための必要な取り組みを集中して実施していくためにも、「協働」が何より重要です。



3 . 環境基本計画の方針と役割

3-1 計画の基本方針と進行管理

国や県の環境基本計画の実行性を高めると同時に、糸島市の身近な地域・生活環境を改善し、豊かな山、川、農地、海などを大切に守り、次代に引き継いでいくためには、協働して維持・保全を図ることが重要です。また、これらの自然を生かすとともに、循環型社会、低炭素社会の構築に向けた積極的な取り組みが必要です。

そこで、これらを実現していくために、私たちが取り組むべき事項を明確にするとともに、協働の仕組みづくりと定着化を目指します。

そのため、実行性のある計画進行とするために、次の事項に留意して進めていきます。

1) 変化に対応した進行管理

本計画で定めた施策を着実に推進し、将来像や目標を達成するために、施策の進捗状況や目標に対して達成度を効率的に把握し、その状況を評価するとともに、評価結果を目標、計画、施策の見直しなどにつなげていくために、計画(Plan)、実施(Do)、点検・評価(Check)、改善・見直し(Action)の「PDCA サイクル」を使った進行管理システムを構築します。



2) 数値目標の管理

本計画の中の主な施策については、できる限り数値目標による管理を行い、これらを定期的に評価し、計画の進捗状況をわかりやすく公表していきます。

3) 情報の共有

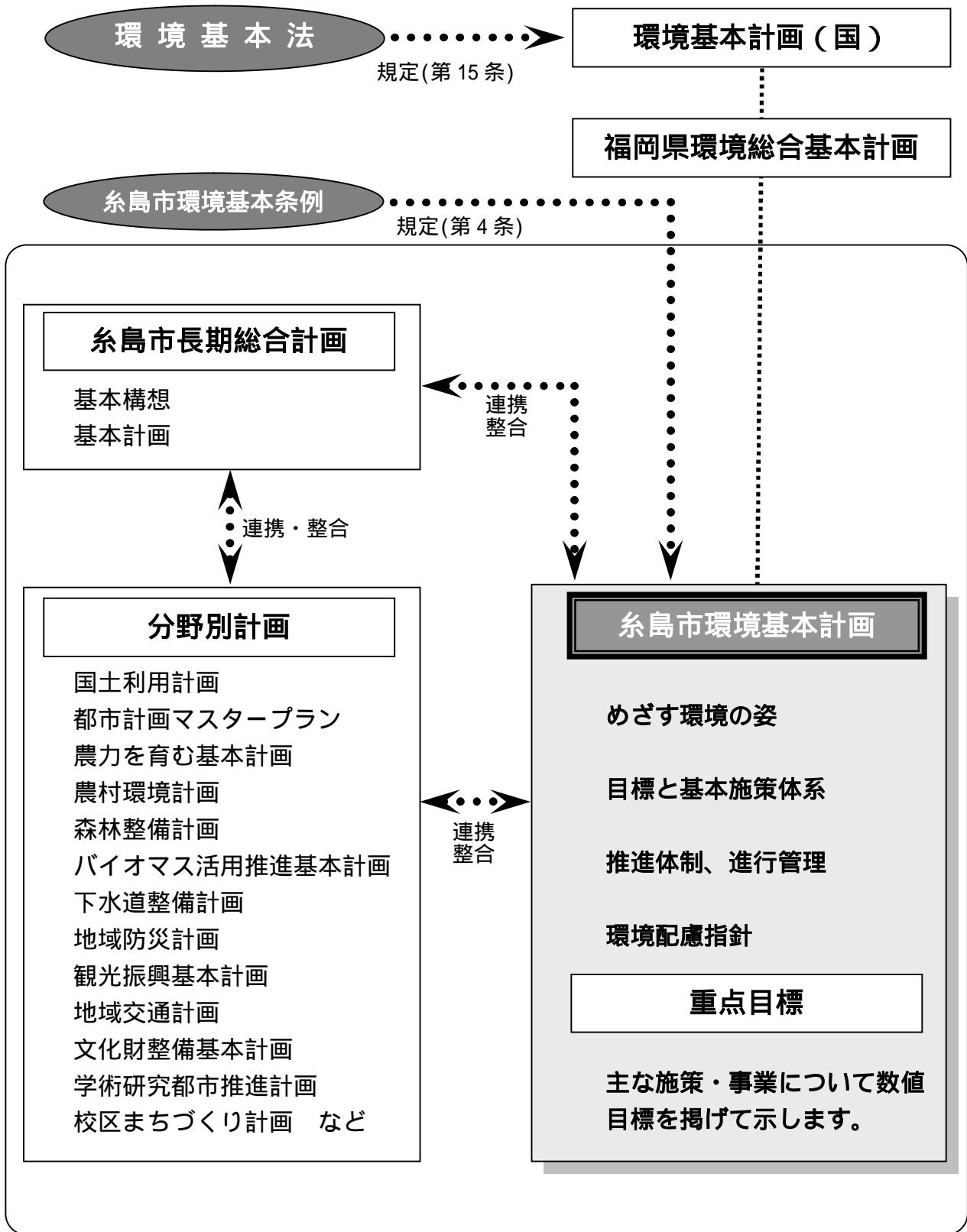
計画の取り組み内容や進捗状況などの情報を、共有できる仕組みをつくります。



3-2 計画の役割

本計画は、国や県の環境基本計画の実行性を高めるとともに、地域における主体的な推進を図るために、「糸島市環境基本条例」第3条に掲げられた基本理念の実現に向けて中核的な役割を担うものとして、同条例第4条の規定に基づき策定したものです。

また、本計画は、総合的かつ長期的な視点から、市の環境の保全・創造に関する施策の調整を行い、実施段階における環境配慮を行うための根拠となるものであると同時に、各主体が協働しながら、行動していくための指針となるものです。



本計画の位置づけ

（目的）

第 1 条 この条例は、環境に関する基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境に関する施策を総合的に推進することにより、市民生活における良好な環境の確保を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で文化的かつ快適な生活を営むことができる生活環境及び自然環境をいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、良好な環境の確保の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（基本理念）

第 3 条 良好な環境の確保は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが市民の健康で文化的かつ快適な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じていることにかんがみ、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

（市の責務）

第 4 条 市は、前条に定める良好な環境の確保についての基本理念にのっとり、良好な環境の確保に関する基本的かつ総合的計画を策定しなければならない。

2 市は、良好な環境の確保に関する市民の意識の啓発に努めなければならない。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう自己の責任と負担において、必要な措置を講じるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、法令等に違反しない場合においても、良好な環境を確保するため、最大の努力をしなければならない。

（市民の責務）

第 6 条 市民は、自ら良好な環境の確保に努め、市の実施する施策に協力しなければならない。

（市の施策）

第 7 条 市は、第 4 条第 1 項に規定する計画に基づき、必要な措置を講じるものとする。

（指導等）

第 8 条 市は、良好な環境に対する侵害を行う者又は行うおそれのある者に対し、必要な助言、指導及び勧告を行うことができる。

（審議会の設置）

第 9 条 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議するため、糸島市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

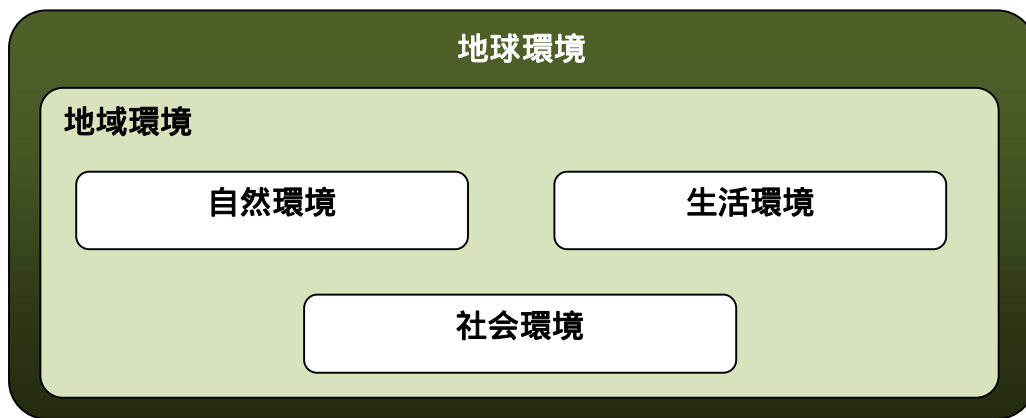
この条例は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

3-3 計画の範囲

本計画の対象とする環境は、糸島市を取り巻くすべてのものであり、市民生活を支える生活基盤で、時間的・空間的広がりを持つものです。環境の要素は、有形・無形を問わず、お互いに結びついており、社会とも相互に影響しあっています。

そこで本計画では、地球環境、自然環境、生活環境、社会環境（歴史・文化的環境、快適環境）の4つの分野を対象とします。

また、糸島市全域を計画対象地域としますが、糸島市だけで解決できない広域的な問題は、周辺自治体や国・県と連携、協力して取り組んでいきます。



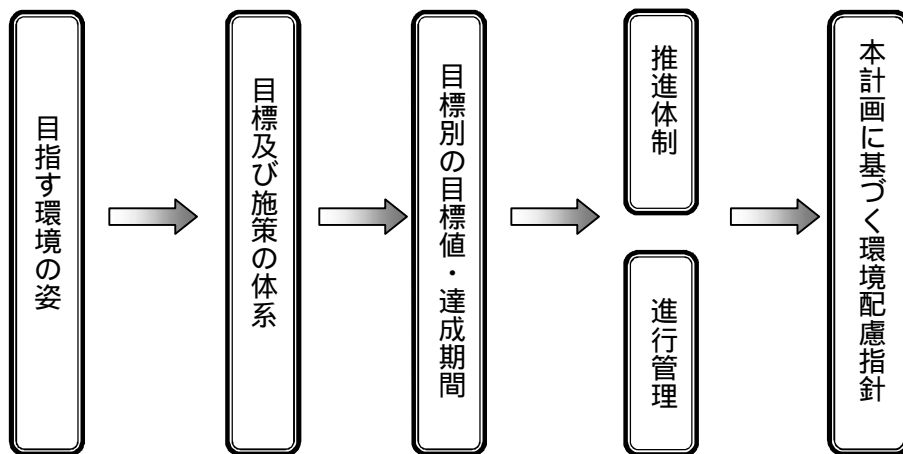
対象とする環境	構成要素（項目）	市民生活等との関連性
地球環境 生存、生活、活動を支える 地球規模の環境	地球温暖化／酸性雨／オゾン層の破壊／省資源・省エネルギー (関連項目)人口、食料問題	持続性、資源確保、 世界平和、生存基盤
自然環境 基本的な生存を支える環境	空気／水／土／生物／自然景観／再生可能エネルギー (関連項目)自然災害、食物	安全性、防災安全性、 保健、生存基盤
生活環境 日常生活を支える環境	大気質／水質／騒音／振動／悪臭／ 土壌汚染／空き地 (関連項目)自然災害、食物	循環、快適性、 環境衛生、保健
社会環境 快適、利便、文化、個性な どを支える環境	景観／眺望／かおり／水辺／緑／公園／文化財(歴史遺産)／文化施設 (関連項目)文化活動、交通	快適性、個性、活動、 利便性、産業、文化振興

本計画の対象範囲

3-4 計画の構成

本計画では、まず計画の基本的事項を定め、糸島市の環境の現況と課題を明らかにしたうえで、目指す環境の将来像を掲げています。これらに基づき、環境の目標とこれを達成するための施策を体系化し、施策全体を積極的に推進していくために、糸島市で特に優先的に取り組む必要があり、横断的な効果につながる基本施策を挙げています。

さらに、これらを実行する推進体制を決め、実際に計画どおり施策が進んでいるかどうか管理する進行管理方法についても明らかにします。



本計画の構成

3-5 計画の期間

本計画の期間は、第1次糸島市長期総合計画の期間に合わせ、平成23年度(2011年度)から平成32年度(2020年度)までの10年間とします。また、本計画に掲げる主な事業及び数値目標の達成期間は、長期総合計画や他の計画などとの整合を図るために、原則、5年間とします。

さらに、環境を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、目標の進捗状況を1年ごとに、点検、評価を行い、それに基づいて、5年後に、目標項目や数値などを見直してきます。

第2章 糸島市が目指す環境の姿

1. はじめに

糸島市環境基本条例は、市民、事業者、市の責務を明らかにして、環境に関する施策を総合的に推進し、市民生活の良好な環境の確保を図ることを目的にしています。

この目的を達成していくためには、各主体が協働して、環境の保全や創造に向けた取り組みを進めて行くと同時に、その環境イメージ（環境の姿）を各主体が共有化することが重要です。

2. 糸島市の特徴及び目指す環境の姿

2-1 豊かな自然と歴史・文化がもたらす潤いと活力あるまち

糸島市は、都市化が進んでいる地域がある一方で、自然豊かな農山村地域、美しい海岸線、砂浜、松林などを有する海岸地域など、多彩な地域特性を持っています。これらは、古くから糸島地域を支えてきた農林業や漁業を営む人々の力により築き上げられてきたものであり、さらに、「魏志倭人伝」にも登場する伊都国の時代から続く歴史に立脚するものです。このため、市内には、豊かな自然と人々の生活の関わりを示す歴史的遺産も数多く点在しています。その中で、それぞれの地域特性に根ざした多様な環境や生活、文化が育まれ、私たちに潤いを与えてきました。

この先人たちの営みを受け継ぎ、自然と歴史・文化がもたらす潤いと活力あるまちを創っていくには、私たちの生活を支えてくれるすべてを「環境」として捉え、物質的な面だけでなく、精神的な面からも安心や豊かさを享受でき、暮らし、歴史、文化、良好な地域コミュニティが日常的に備わり、「糸島に住んでよかった。来てよかった。」との意識を持たせることが重要です。

そのために、人やまち、自然の恩恵、その中に息づく歴史や文化を守り、引き継いでいくことを大切にしていかなければなりません。

2-2 環境を創る

私たちの生活は、環境との関わりによって営まれているものであり、安全・安心で快適、文化的な暮らしを将来に継承していくためには、環境の意義を問い直すとともに、その価値をみんなで共有する必要があります。

物質的な豊かさだけを追求し、このまま、資源やエネルギーの浪費や自然環境の破壊、環境汚染を行えば、生態系のバランスは崩れ、精神的な豊かさを育んできた多様な地域環境の基盤を失うばかりでなく、将来の世代が、特色のある地域環境が失われた環境の中で生きていかなければならなくなります。

つまり、「環境を創る」とは、物質的豊かさを追求してきた現在の人間活動の意識を変え、持続可能な望ましい環境の姿を実現するために、資源やエネルギーが循環し、生態系のバランスが保たれた、永続的に豊かな環境を創っていくことです。

2-3 人と環境が好循環するまち

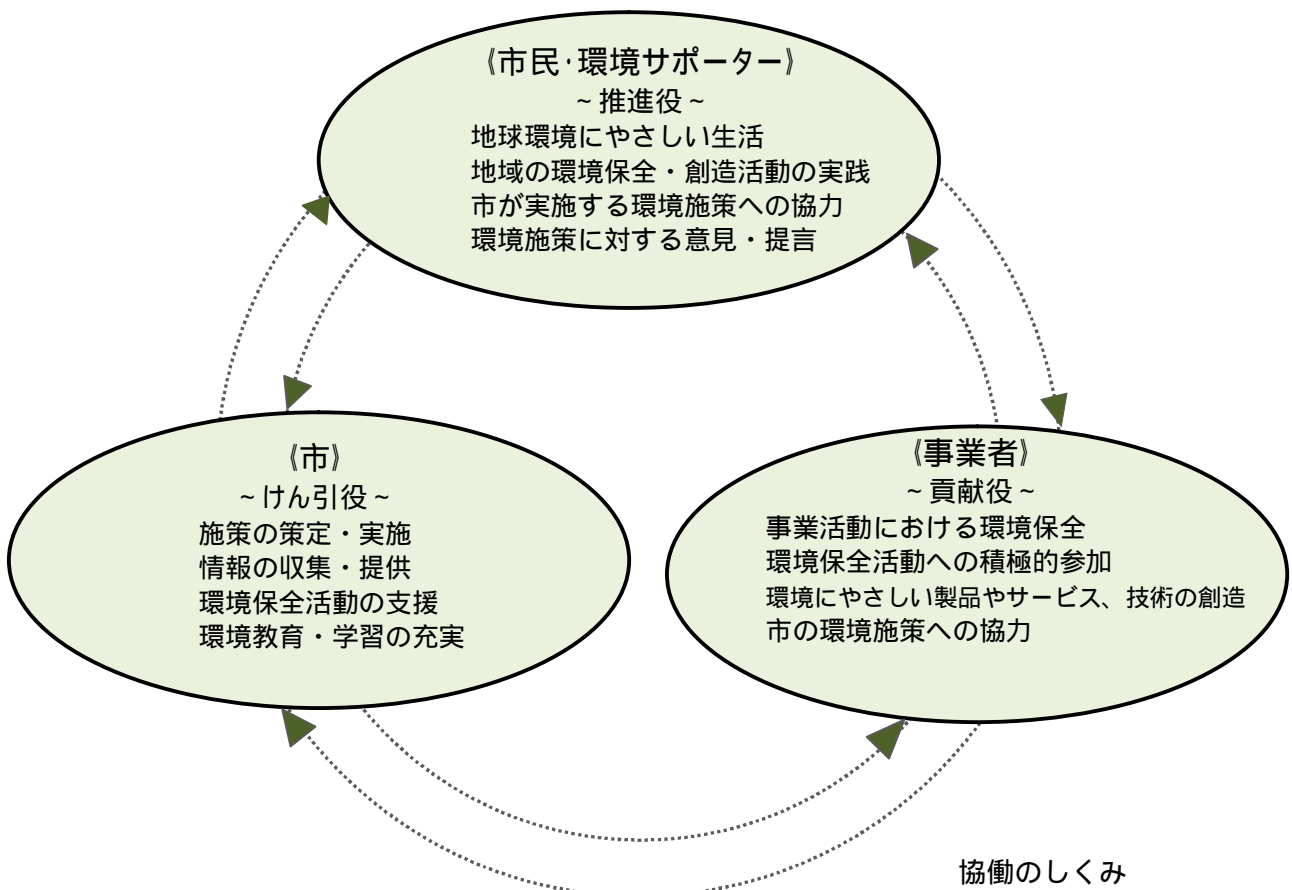
環境が良くなれば、私たちの生活にゆとりや安らぎが生まれてきます。それと同時に、豊かで潤いある環境を活かした観光や農林水産業をはじめとする地域資源を活かした多様な産業なども発展し、市民や地域などに活力が生まれ、歴史・文化も含めた地域社会と自然との関係も、より良いものになっていきます。

そこで、市が目指す環境の姿を実現していくためには、身近な環境を良くすることで、人や地域、コミュニティが住みやすく、より良いものになり、そこに住む人たちに元気が生まれ、地域、コミュニティが活発化していき、自然環境や生活環境、社会環境、ひいては地球環境を良くしていく「人と環境との好循環」を進める必要があります。

2-4 人と環境との好循環を創り出すキーワード「協働」

人と環境(地球・自然・生活・社会環境)が好循環するためには、市だけでなく地域経済を担う事業者、コミュニティを担う市民や自治会、環境サポーターなど、各主体の緊密なパートナーシップのもと、様々な取り組みに参加・協力し、実効性の高い「協働」を行うことが重要です。

糸島市長期総合計画でも、基本戦略のひとつとして「協働のまちづくり」を掲げ、市民の意見を反映させるシステムづくりや市民参画型の行政運営、地域課題を地域で解決するための地域自治活動の活性化、市民提案型まちづくり事業の展開などを進めています。



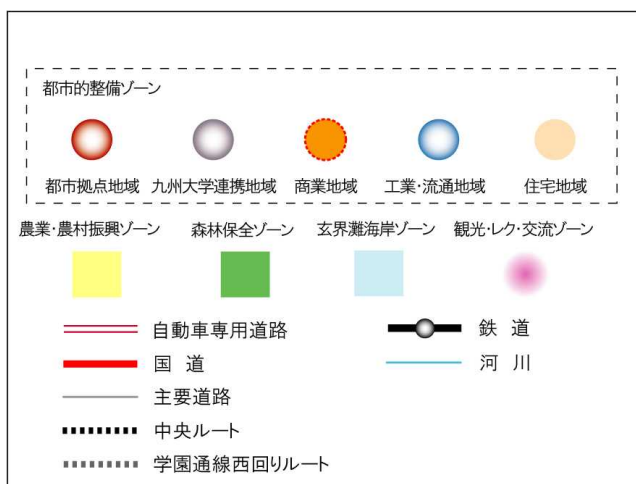
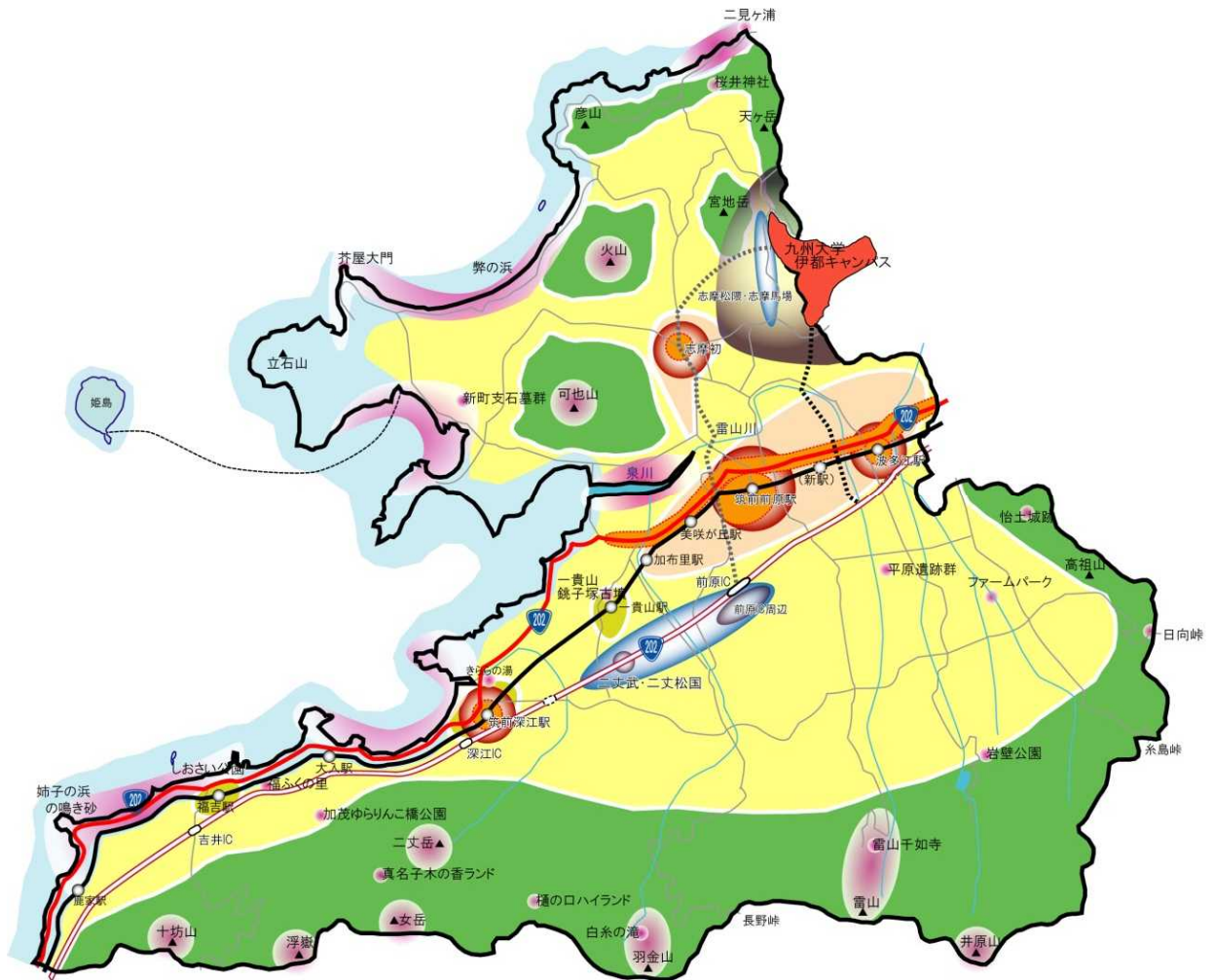
3 . 目指す環境の姿

本計画では、協働を前提とした、人と環境が好循環するまちづくりを基本的な考え方として掲げ、目指す環境の姿を「豊かな自然と歴史・文化がもたらす潤いと活力あるまち いとしま～人と環境が好循環するまち～」とします。

糸島市が目指す環境の姿

「豊かな自然と歴史・文化がもたらす潤いと活力あるまち いとしま」
～ 人と環境が好循環するまち ～

糸島市が目指す環境の姿



糸島市の環境区分

4. 「豊かな自然と歴史・文化がもたらす潤いと活力あるまち いとしま」 を実現するための5つの目標

市が目指す環境の姿を実現するために、次の5つの目標を掲げ、各主体が協働し、それぞれの目標実現に向けた取り組みを進めていきます。

目標 1

地球にやさしい生活を実践し循環型・低炭素社会を実現する
～住みよい環境を未来につなぐまち～

目標 2

糸島に息づく自然環境を保全・再生する
～豊かな自然を守り育てるまち～

目標 3

歴史・文化・自然とふれあえる快適な社会環境をつくる
～古代ロマンを秘めた歴史・文化のまち～

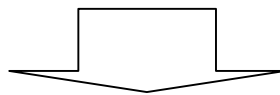
目標 4

安全・安心な生活環境をつくる
～健やかに暮らせる優しいまち～

目標 5

協働の仕組みをつくる
～市民参加で環境との好循環を創造するまち～

糸島市が目指す環境の姿

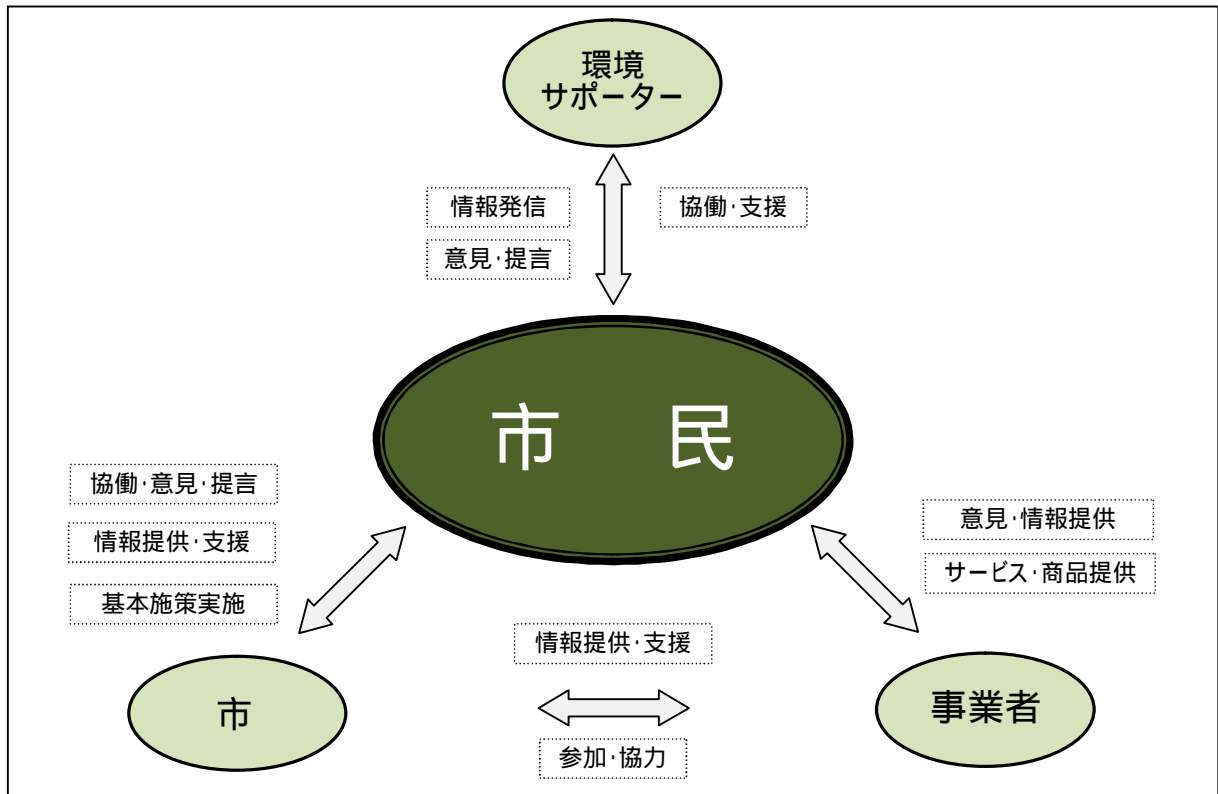


豊かな自然と歴史・文化がもたらす潤いと活力あるまち いとしま
～ 人と環境が好循環するまち ～

本計画の目標

5. 目標実現に向けた協働における各主体の役割

5つの目標を実現するためには、各主体が次の役割を担い、人と環境との好循環を形成しながら協働して環境の保全・創造に取り組む必要があります。



主体	主な役割
市民	日常生活と環境問題が密接に関係していることを認識し、環境への影響を考えながら、地球にやさしい生活を実践する。 市民同士の連携や他団体等の協働により、環境の保全、創造に取り組む。 自主的、積極的に環境の保全・創造に参加、協力する。 環境を守るための様々な取り組みに対して、意見や提言を行う。
環境サポーター	市全域を対象に取り組みができる環境サポーターは、自主的かつ積極的な環境の保全・創造を進めるため、市民や事業者をつなぐ活動に取り組むとともに、取り組み内容の情報発信を行い、市民や事業者の環境保全意識向上に努める。 専門的な知識を有する環境サポーターは、知識を生かした調査研究を行う。また、活動に基づいて環境施策への提言を行う。 団体の活動趣旨に基づき、自主的かつ積極的に環境の保全・創造に参加、協力する。
事業者	地球にやさしい商品やサービスの提供、製品の研究開発を心がける。 環境に配慮した事業の取り組みを行い、環境と経済の好循環に貢献する。 地域社会の一員として、自主的かつ積極的に環境の保全・創造に参加、協力する。
市	目指す環境の姿を実現するために、基本となる施策を着実に実施する。 市民・事業者・環境サポーターによる自主的かつ協働による取り組みを積極的に支援する特に、地域づくり活動や学校での取り組みを支援する。 環境の保全・創造のため、積極的に情報を提供する。 消費者、事業者の立場から、環境の保全・創造に関する取り組みを率先して実行する。

各主体の役割

第2部 目標実現のための取り組み

第1章 施策の体系

本計画に掲げた5つの目標、15の施策の方針、37の基本施策の体系で推進します。

5つの目標	施策の方針	基本施策
1.地球にやさしい生活を実践し循環型・低炭素社会を実現する ~住みよい環境を未来につなぐまち~	1. 3R・廃棄物の適正処理の推進	1.ごみの減量 (Reduce) 2.再利用(Reuse)・再資源化(Recycle)の推進 3.ごみ分別・ごみの収集システムの見直し
	2. 低炭素社会実現の推進	1.省エネルギー型ライフスタイル、ビジネススタイルへの転換 2.交通における省エネルギー対策の推進
	3. 再生可能エネルギーの導入	1.再生可能エネルギー設備の導入推進 2.再生可能エネルギー利用に関する研究と支援
	4. 緑の管理と創出	1.緑に関する計画の策定及び緑化事業の推進
2.系島に息づく自然環境を保全・再生する ~豊かな自然を守り育てるまち~	1. 多様な自然環境の保全	1.海岸・松林の保全 2.森林の保全 3.河川・ため池の保全 4.農地・里山の保全
	2. 豊かな自然の再生	1.河川・ため池の水質の改善 2.森林・農地・里山の再生
	3. 生物多様性の保全	1.希少な動植物の保護・保全 2.外来生物の管理
3.歴史、文化、自然とふれあえる快適な社会環境をつくる ~古代ロマンを秘めた歴史・文化のまち~	1. 歴史的風土・文化の保全	1.文化財の保全 2.歴史的景観の保全 3.伝統文化の保存・継承
	2. 環境教育・学習、環境保全活動の充実	1.教育と学習の仕組みづくり 2.環境保全活動への参加の仕組みづくり 3.環境保全活動支援のための財源確保
	3. 自然、歴史とのふれあいの推進	1.自然、歴史とふれあう空間の整備 2.自然、歴史とふれあう機会の提供
4.安全・安心な生活環境をつくる ~健やかに暮らせる優しいまち~	1. 地域美化の推進	1.不法投棄対策 2.ペットの適正な飼育と管理 3.空き地・空き家などの管理対策 4.協働による地域美化の推進
	2. 生活環境の保全	1.安全な水の供給 2.大気の保全 3.騒音・振動・悪臭対策 4.自然災害時の生活ごみ及び災害廃棄物の処理対策
5.協働の仕組みをつくる ~市民参加で環境との好循環を創造するまち~	1. 協働の仕組みづくり	1.地域連携の推進 2.協働の拠点づくり
	2. 環境情報の共有	1.環境情報の整備・発信
	3. 人材の育成と活用	1.環境サポーターや環境リーダー、ボランティアの育成 2.未来を担う子どもたちの育成

5つの目標の施策体系

第2章 目標別の施策展開

目標1

地球にやさしい生活を実践し循環型・低炭素社会を実現する ～住みよい環境を未来につなぐまち～

地球温暖化をはじめとする環境問題は、国を主体として国際的な取り組みが必要とされるものです。また、国際的な目標を達成するためには、すべての国民が日常の生活や事業活動の中で、地球にやさしい取り組みを実践していくことが重要です。そのために、市民一人ひとりが、地球環境問題の解決に向けた貢献を実感できる取り組みの策定を目指します。

施策の方針1-1

3R・廃棄物の適正処理の推進

ごみゼロを目指してモノや資源が循環するまちづくり(循環型社会)を実現するために、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策1-1-1：ごみの減量 (Reduce)
- 基本施策1-1-2：再利用(Reuse)・再資源化(Recycle)の推進
- 基本施策1-1-3：ごみの分別・ごみ収集システムの見直し

施策の方針1-2

低炭素社会実現の推進

エネルギーの浪費をおさえ、低炭素のまちづくり(低炭素社会)を実現するために、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策1-2-1：省エネルギー型ライフスタイル、ビジネススタイルへの転換
- 基本施策1-2-2：交通における省エネルギー対策の推進

施策の方針1-3

再生可能エネルギーの導入

自然豊かな糸島市を次代に引き継ぐとともに、再生可能なエネルギーを普及させ、環境への負荷をかけないまちづくりを実現するために、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策1-3-1：再生可能エネルギー設備導入の推進
- 基本施策1-3-2：再生可能エネルギー利用に関する研究と支援

施策の方針1-4

緑の管理と創出

二酸化炭素(CO₂)の吸収源となる森林や松林、緑地を適正に管理するとともに、新たな緑を育て、地球温暖化の防止に貢献するために、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策1-4-1：緑に関する計画の策定及び緑化事業の推進

1-1 3R・廃棄物の適正処理の推進

市では、限りある資源を有効活用し、地球にやさしく環境負荷が小さいまちづくりを目指して、市民や地域が中心となっており、ごみの減量や資源化に取り組んでいます。これをさらに充実するために、「3R (Reduce : 減らす・Reuse : 再利用する・Recycle : 再資源化する)」の取り組みをさらに進め、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量の削減を図ります。

基本施策 1-1-1 …ごみの減量 (Reduce)

課題

1日1人当たりのごみ総排出量の削減対策が必要です。市では、平成17年度からごみ処理量が減少していますが、最近では、削減量が横ばい傾向になってきています。

平成20年度における1人1日当たりのごみ総排出量は、799g/人・日と、県平均1,059g/人・日、全国平均1,033g/人・日と比べて低いものの、さらなる減量が必要です。

家庭から排出される生ごみ(可燃ごみの約40%)をさらに削減する必要があります。

事業系可燃ごみには、古紙類や段ボールが多いことから資源化を推進する必要があります。

生ごみを削減するために、学校給食やコンビニエンスストア、飲食店などから排出される残渣の処理方法を研究する必要があります。

市民や事業者のごみ減量(Reduce)に対する意識をさらに高め、取り組みにつなげていくための対策が必要です。

主な取り組み

糸島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、廃棄物(ごみ)の抑制と適正処理に努めるとともに、マイバック運動やエコショップ制度の導入など、ごみ減量(Reduce)に関する啓発を行います。

一般廃棄物処理基本計画を作成し、ごみ削減に向けた取り組みを実施します。

出前講座や各種イベントをとおして、ごみ削減に向けた啓発を積極的に行います。

生ごみのたい肥化を進めるために、段ボールコンポストの利用推進を図ります。

学校給食残渣を利用して、たい肥化・飼料化に向けた実証実験を行います。

市内事業所を巡回して、ごみ削減、資源化に向けた啓発・指導を行います。

ごみ搬入総量・資源化の状況(平成21年度)

ごみの種類	回収量(トン)	資源化量(トン)	資源化率(%)
可燃物	25,391	0	0
資源物	808	370	45.8
不燃物	1,368	461	33.7
粗大ごみ	819	212	25.9
その他	232	0	0
集団回収	2,756	2,756	100.0
合計	31,374	7,188	22.9
うちクリーンセンター分	28,618	4,432	15.5

資源化量の合計には、スラグ・メタルの合計3,389トンを含む。

基本施策 1-1-2 …再利用(Reuse)・再資源化(Recycle)の推進

課題

市では、クリーンセンター内での資源化处理、市内の資源回収団体が行う集団回収、校区単位の資源回収倉庫の設置などにより再利用(Reuse)、再資源化(Recycle)を進めていますが、より一層の充実と取り組みの強化が必要です。

平成 20 年度における市のリサイクル率は 22.5%。県平均 22.7%、全国平均 20.3%と比べてほぼ同率か、高い状況にありますが、さらなるリサイクル率向上への取り組みが必要です。

主な取り組み

行政区内に資源物回収拠点を設置して、集団回収の取り組みの強化と新たな資源回収システムを構築し、ごみの減量(Reduce)と再資源化(Recycle)の推進を図ります。

ごみ減量や資源化に取り組む民間、地域の団体の育成・支援を行います。

クリーンセンターの見学会やコマメ生活に関する出前講座を開催し、再利用(Reuse)、再資源化(Recycle)に関する啓発を行います。

間伐材や竹、剪定ごみなどのチップ化による燃料化やたい肥化に向けた調査研究を進めます。

市民や環境サポーターなどと協働して、環境イベントやフリーマーケットを開催し、再利用(Reuse)、再資源化(Recycle)に対する意識を高め、ごみの削減をさらに進めます。

小売店が実施する店頭での資源物回収を促進するほか、簡易包装やレジ袋削減などの取り組みについて情報提供や啓発を行います。

市民や事業者などの自主的な取り組みを促進するため、広報やホームページなどの媒体を利用し、積極的に啓発を行います。

基本施策 1-1-3 …ごみ分別・ごみの収集システムの見直し

課題

一般家庭のごみは、3 種類(もえるごみ・リサイクル・その他のもえないごみ)の分別と、ごみステーション方式の収集を行っています。今後もこの方式を継続していきますが、より一層のごみの減量(Reduce)、再利用(Reuse)、再資源化(Recycle)の推進に向けた取り組みや研究が必要です。

主な取り組み

県や九州大学などの学術機関、環境サポーター、ごみ収集業者などと協働して、ごみ収集・資源化の調査研究を進めます。

分別する品目や事業系ごみの資源回収など、資源回収方法に関する調査研究を行います。

事業系ごみの資源化を支援するため、事業所を巡回して、エコショップへの働きかけや情報提供を行います。

クリーンセンターで処理するリサイクルごみやその他のもえないごみの減量及び資源化率を高めるため、市民や事業者への啓発を強化します。

1-2 低炭素社会実現の推進

電気をはじめとするエネルギーの多くは、石油などの化石燃料に依存しています。その使用の過程で二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスを多量に排出し、地球温暖化の一因になっています。また、化石燃料の埋蔵量には限界があり、近い将来、資源の枯渇が懸念されています。

こうした状況の中で、私たちの生活様式などを見直し、大量消費・大量廃棄といったこれまでのライフスタイルを改めるとともに、省エネルギーを心がけ、温室効果ガスの削減を図ります。

基本施策 1-2-1 ……省エネルギー型ライフスタイル、ビジネススタイルへの転換

課題

化石エネルギーの消費を抑制するため、生活やビジネスなどあらゆる機会において、エネルギー消費の無駄を省いた効率的利用を進めていく必要があります。

二酸化炭素排出量の削減意識をさらに高め、省エネルギー対策を行うことが必要です。

市民や事業者が排出する二酸化炭素排出量を把握し、定期的に評価や見直しができる仕組みづくりが必要です。

主な取り組み

市民や事業者に対して、節電、節水、地産地消、グリーン購入、省エネルギー設備などの省エネルギー対策に関する啓発、情報提供を行います。

市民や事業者に対して、LED電球やエコ家電など省エネルギー商品の買い替えを促進します。エコファミリーやエコ事業所への登録を推進するとともに、ふくおかエコライフ応援サイト(福岡県ホームページ)や環境家計簿を利用して、市民や事業者が二酸化炭素排出量の把握、評価、見直しができる仕組みをつくります。

県地球温暖化防止活動推進センターや県地球温暖化防止活動推進員と連携して、省エネルギーや二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス削減に関する普及・啓発を行います。

市民や環境サポーターと協働して、緑のカーテンや屋上緑化などの普及を推進します。

市においては、温室効果ガスの削減を進めるため、省エネルギー対策を率先して進めます。

公共施設の改修の際には、省エネルギーに配慮した改修に努めます。

基本施策 1-2-2 ……交通における省エネルギーの推進

課題

自動車登録台数の増加に伴う二酸化炭素排出量の増加が予測されることから、エコドライブやアイドリングストップなどの運転方法の工夫、公共交通機関の利用促進、自動車利用の削減、低燃費・低公害車など地球にやさしい自動車への乗り換えなどの啓発が必要です。

主な取り組み

市民や事業者に対して、エコドライブやアイドリングストップなど、交通における省エネルギー対策に関する情報提供、啓発を行います。

排気ガスの抑制と交通渋滞緩和、公共交通機関の利用促進を図るために、ノーマイカーデー運動を進めます。

市役所公用車の更新時には、低燃費・低公害車など地球にやさしい自動車の導入に努めるとともに、エコドライブを実践し、交通に関する省エネルギー対策を率先して進めます。

糸島市地域交通計画に基づいて公共交通体系の整備を行い、バスの利用促進を図ります。

国や県など関係機関の助成制度を市民や事業者を紹介し、低燃費・低公害車など地球にやさしい自動車への乗り換えを進めます。

1-3 再生可能エネルギーの導入

再生可能エネルギーに関する技術の進展はめざましく、様々な資源の活用が研究されています。糸島市内の南風台、美咲が丘地区では、150世帯の市民の協力により九州大学、民間事業者が連携して、世界一の水素タウンの実証実験が行われています。

また、市内を運行するコミュニティバスの一部の車両では、家庭や学校などから排出された廃油を精製したバイオマス燃料を利用して運行しています。これら石油などの化石燃料に頼らない再生可能エネルギーの設備、機器の導入や普及啓発を行うことで、二酸化炭素排出量の削減を図ります。

基本施策 1-3-1 …再生可能エネルギー設備導入の推進

課題

化石燃料に頼らない再生可能エネルギーの導入を進めるための取り組みが必要です。既に、太陽光発電やヒートポンプ、燃料電池などを導入している家庭も増えつつあり、今後も再生可能エネルギーの導入推進が期待できることから、さらなる情報提供が必要です。

九州電力から糸島市への電力供給量は増加傾向にあり、既存エネルギー消費の削減と再生可能エネルギーの導入支援、情報提供、啓発が求められています。

市の公共施設における再生可能エネルギーに関する機器の導入状況は、自家発電1基、太陽光発電3基、風力発電2基、電動バイク1台、ハイブリット自動車1台となっており、十分とは言えない状況です。

主な取り組み

旧1市2町で作成した「新エネルギーの導入ビジョン(平成20年度策定)」に基づいて、再生可能エネルギーの選定、事業化や事業計画の調査研究を進めます。

県や九州大学などの関係機関と連携し、再生可能エネルギーに関する情報提供、普及啓発、調査研究に努めます。

国などの助成制度を市民や事業者積極的に紹介し、家庭や事業所における再生可能エネルギー設備導入を支援します。

公共施設や公用車などに再生可能エネルギー設備、機器を率先して導入し、市民や事業者に対する再生可能エネルギーの普及啓発に努めます。

基本施策 1-3-2 …再生可能エネルギー利用に関する研究と支援

課題

再生可能エネルギーの利用に関する調査研究が必要です。再生可能エネルギーの利用技術や導入設備の開発はめざましく進んでいるため、これらに関する情報収集を行い、市に適した具体的な取り組みを検討する必要があります。

主な取り組み

バイオマス活用推進基本計画を策定し、豊富なバイオマス資源を利用した独自の再生可能なエネルギーを創出し、その活用により地域経済の活性化を図ります。

九州大学などの学術機関の研究成果の実行性を高めるため、研究成果のエネルギー分野への活用を支援します。

福岡水素タウンのPRを行います。

水素エネルギー製品研究試験センターを拠点とした水素エネルギー産業の育成支援を行うとともに、関連事業の集積を進めます。

1-4 緑の管理と創出

低炭素社会の実現を進めていくために、二酸化炭素の吸収源となる森林や身近な緑地を適正に管理するとともに、新たな緑を育てることで、地球温暖化の防止に貢献します。

基本施策 1-4-1 …緑に関する計画の策定及び緑化事業の推進

課題

人の手によって形成、維持されてきた森林の緑が、後継者の減少により管理が行き届かない状況になっており、二酸化炭素吸収源としての機能を失いつつあることから、その機能の保持、向上が必要です。

住宅地における緑化を進めることで、二酸化炭素吸収源としての機能を強化する必要があります。

主な取り組み

農力を育む基本計画や農村環境計画、森林整備計画に基づいて緑の保全の取り組みを進めます。多面的機能を持つ農地や森林の保全のための取り組みを支援し、二酸化炭素吸収源となる緑の保全に努めます。

間伐、伐採、植林などの森林維持に関する取り組みを支援し、生態系の基盤や水源、二酸化炭素吸収源となる森林の保全に努めます。

市民や環境サポーターなどと協働し、植林や美化の取り組みをとおして森林の育成を進めます。市民や事業者などによる住宅の生け垣整備や壁面、ベランダの緑化、庭への植樹など、身近な緑の空間づくりに努めます。

目標 2

糸島に息づく自然環境を保全・再生する

～豊かな自然を守り育てるまち～

福岡都市圏にありながら、美しい山、川、農地、海などの自然にあふれた風景は、糸島市の大きな魅力であり、市民の誇りです。また、市外から訪れる人々からも羨望と親しみを持たれ愛されています。そして、これらを次代に引き継いでいくことが、私たちの使命でもあります。

そこで、豊かな自然や田園風景、その中で息づく多様な生物と豊かな生態系が形成された環境を大切な財産と認識して、生物多様性に配慮した自然環境の保全育成を目指します。

施策の方針 2 - 1

多様な自然環境の保全

糸島市がもつ山、川、農地、里山、海といった多様な自然環境を保全するため、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 2-1-1：海岸・松林の保全
- 基本施策 2-1-2：森林の保全
- 基本施策 2-1-3：河川・ため池の保全
- 基本施策 2-1-4：農地・里山の保全

施策の方針 2 - 2

豊かな自然の再生

残された自然を保全するだけでなく、糸島市が本来もつ自然を積極的に再生するため、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 2-2-1：河川・ため池の水質の改善
- 基本施策 2-2-2：森林・農地・里山の再生

施策の方針 2 - 3

生物多様性の保全

多様な自然に支えられた豊かな生態系を保全するために、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 2-3-1：希少な動植物の保護・保全
- 基本施策 2-3-2：外来生物の管理

2-1 多様な自然環境の保全

市街地を包むように広がる森林や海岸、松林、農地、河川などの多様な自然環境は、市民だけでなく、あらゆる人にとって貴重な資源です。また、災害の防止や水源の涵養、地球温暖化の防止、生き物を育む生息環境となるなど、潜在的・多面的な機能も有しています。そのため、人と自然が共生した個性ある豊かな自然を守り育てます。

基本施策 2-1-1 ……海岸・松林の保全

海岸の重要性

市域の糸島半島北部から佐賀県唐津市につながる海岸は、玄海国立公園に指定され、「玄海ウエストコースト」とも呼ばれる、美しい自然景観を形成する重要な地域です。雷山川や長野川、一貴山川の河口には、干潟もあります。干潟は、水質を浄化し、魚介類を育て、水鳥のえさ場や休息の場所にもなるほか、「海のゆりかご」とも言われる多様な生物の宝庫となっています。

また、海岸線の一部には、砂浜や松林、海水浴場が点在するほか、二丈鹿家地区には全国でも数少ない鳴き砂の「姉子の浜」、志摩芥屋地区には玄武岩で形成された「芥屋大門」、志摩桜井地区には夫婦岩で知られる「二見ヶ浦」があり、多くの人を魅了しています。

課題

海岸や干潟に流れ着く大量の漂着ごみや不法投棄などへの対策が必要です。

海岸の浸食や塩害を防止する松林を守り育てる仕組みが必要です。

海岸線の砂浜をはじめ、景勝地でもある「姉子の浜」「芥屋大門」「二見ヶ浦」を守っていく仕組みが必要です。

私たちすべてが、海岸や干潟、松林の役割とその重要性を認識することが必要です。

主な取り組み

環境パトロールによる監視体制を強化するほか、海岸地域の監視体制についても調査研究を行います。

国や県、周辺自治体、九州大学などの学術機関との連携により、漂着物対策についての調査研究を進めます。

九州大学などの学術機関との連携により、砂浜減退や干潟の浄化機能についての研究を進めます。

国や県、九州大学などの学術機関との連携により、松林の保全と病害虫の防除策などについての研究を進めます。

地域や環境サポーターなどとの協働により、美化の取り組みをさらに進め、海岸や景勝地などの保全に努めます。

海岸、干潟とのふれあいの機会、機能や必要性を学ぶ機会を提供し、情報の共有化や保全のための啓発を行います。

基本施策 2-1-2 ……森林の保全

森林の重要性

森林は、木材資源の生産の場としてだけでなく、生き物の生息環境、水源の涵養、災害の防止、気候の緩和機能、レクリエーション活動への利用など、様々な大きな役割を担っています。

森林面積は、市域の約45%を占め、前原・二丈地区の山間地や志摩地区の中山間地にまとまって広がっています。特に、市の南部の森林地域の背振雷山山系は脊振雷山県立自然公園に指定されており、その中の井原山、雷山、羽金山などは雄大なスカイラインを形成し、市の景観を構成する重要な地域となっています。

また、市内の森林の多くは、人の手が加わりスギやヒノキの人工林となっていますが、森林の一部には、ブナ群落やクロマツ群落が残っており、動植物の生息・生育に欠かすことのできないものとなっています。

中でも、井原山中腹には、西日本一の規模といわれるオオキツネノカミソリ(7月開花)の群生地が、山頂付近には、コバノミツバツツジ(5月開花)の群生地があり、開花シーズンには、多くの登山者が訪れています。自然性の高い山林は、市の貴重な財産のひとつです。

課題

後継者の不足により管理放棄され荒廃が進んでいる森林への対策が必要です。

水源涵養に貢献する森林の育成が必要です。

森林への不法投棄防止対策が必要です。

私たちすべてが、森林の役割とその重要性を認識することが必要です。

希少動植物種の保護と生息・生育環境の保全対策が必要です。

主な取り組み

間伐、伐採、植林などの森林維持に関する取り組みを支援し、生態系の基盤や水源、二酸化炭素吸収源となる森林の保全に努めます(再掲)。

九州大学などの学術機関、市民、環境サポーターなどとの協働により、植林や美化の取り組みをさらに進めます。

九州大学などの学術機関、小中学校、環境サポーターなどとの協働により、希少動植物種の保護と生息・生育環境の保全活動に努めます。

環境パトロールによる監視体制を強化するほか、山間地域の監視体制についても調査研究を行います。

森林の保全・活用について、九州大学と連携して計画を策定します。

農力を育む基本計画や農村環境計画に基づいて保全の取り組みを進めます。

緑とのふれあいの機会、機能や必要性を学ぶ機会を提供し、情報の共有化や森林保全のための啓発を行います。

基本施策 2-1-3 ……河川・ため池の保全

河川・ため池の保全の重要性

市内には、脊振雷山山系から流れる河川と、志摩地区の可也山、火山、志摩桜井地域の山間部などから流れる河川があります。また、農業用水用のため池も多く点在しています。これらの河川やため池は、肥沃な糸島平野をつくる重要なものです。

これらの河川、ため池は、飲料水や農業用水の水源として、私たちの生活に欠かせないものであるとともに、水辺とふれあうことができる重要な地域でもあります。

さらに、一部の河川の河口付近には、貴重な淡水産貝類であるイシマキガイやスナガイなど、絶滅が危惧されている希少な貝の生息も確認されています。また、雷山川の河口には、西日本一の規模ともいわれるハマボウの群生地も広がっています。

市内の主な河川	瑞梅寺川，雷山川，長野川，一貴山川，加茂川，福吉川，初川，桜井川
市内の主なため池	雷山大ため池，牟田池，伏龍池，牧ノ浦ため池，矢田ため池

課題

水や水辺とふれあうことができる河川やため池にしていくためには、より一層の水質の改善が必要です。

主な取り組み

水質改善を推進するため、市内の河川やため池などの水質調査個所の拡充を図ります。

地域や環境サポーターなどとの協働により、美化の取り組みをさらに進めます。

九州大学などの学術機関との連携し、河川やため池の水質改善策についての研究を進めます。

河川やため池とのふれあいの機会、機能や必要性を学ぶ機会を提供し、情報の共有化や保全のための啓発を行います。



丸田池公園

基本施策 2-1-4 ……農地・里山の保全

農地・里山の重要性

市内に広がる農地や里山は、緑豊かな美しい自然景観を形成する重要な地域です。これらは、普段何気なく目にする生活の中で、遠くにある景観の要素として大きな役割を担っています。

特に、市の南部、背振雷山山系や志摩地区の可也山、火山などの山々につらなる山麓地域から広がる田園地帯は、市の風景を形成する重要な地域となっています。

また、災害から私たちの暮らしを守る多面的な機能も持っています。市街地を取り巻くように広がる農地は、豊かな恵みを育むだけでなく、水源の涵養、身近な生態系の維持など多面的な機能があると同時に、私たちにとって、身近に自然とふれあうことのできる重要な地域です。

課題

後継者の不足により管理放棄され荒廃が進んでいる農地・里山への対策が必要です。

水源涵養に貢献する農地の保全が必要です。

農地や里山への不法投棄防止対策が必要です。

私たちすべてが、農地・里山の役割とその重要性を認識することが必要です。

希少動植物種の保護と生息・生育環境の保全対策が必要です。

景観三法が平成 17 年 6 月に全面施行され、都市、農山漁村等の良好な景観形成に関する施策の策定が求められています。

主な取り組み

農力を育む基本計画や農村環境計画に基づいて保全の取り組みを進めます。

土地所有者の理解と協力を得ながら、多面的機能を持つ農地や里山の保全のための取り組みを支援し、保全に努めます。

環境パトロールによる監視体制を強化するほか、山間地域の監視体制についても調査研究を行います(再掲)。

九州大学などの学術機関、小中学校、環境サポーターなどとの協働により、希少動植物種の保護と生息・生育環境の保全活動を進めます(再掲)。

農地・里山機能や必要性を学ぶ機会を提供し、情報の共有化や保全のための啓発を行います。

景観に対する市民への啓発と合意形成を図ります。

都市部・農山漁村部の良好な景観の保全・形成を念頭に、市民生活の利便性・各種経済活動と調和した景観計画を策定します。



可也山

2-2 豊かな自然の再生

豊かな自然環境を維持していくために、本来の豊かさを少しずつ失いつつある河川やため池の水質と農地・里山の再生を行います。

基本施策 2-2-1 ……河川・ため池の水質の改善

課題

調査年によっては、河川の下流域やため池の水質(BOD：生物化学的酸素要求量)が環境基準を上回っている個所があります。

下水道(公共下水道・集落排水・合併処理浄化槽等)の普及状況が、旧前原市、二丈町、志摩町で異なります。

下水道の普及状況 (平成 20 年度)

地 域	行政人口 (人)	汚水処理 人口(人)	汚水処理人口内訳(人)			汚水処理人口 普及率(%)
			公共下水道	集落排水	合併浄化槽等	
前原地域	69,333	60,816	57,562	686	2,568	87.7
二丈地域	13,421	8,130	0	0	8,130	60.6
志摩地域	17,782	10,263	735	196	9,332	57.7
糸 島 市	100,536	79,209	58,297	882	20,030	78.8
福 岡 県	5,031,870	4,316,399	3,757,072	54,243	505,084	85.8
政令市除く	2,666,034	1,953,218	1,400,542	49,428	503,248	73.3

主な取り組み

下水道事業の整備をさらに進め、河川やため池などの水質汚濁に係る環境基準の達成に努めます。

生活排水による水質汚濁の防止に関して普及啓発を行います。

水質改善を推進するため、市内の河川やため池などの水質調査個所の拡充を図ります(平成 22 年度：84 か所で実施)。

県や市民、学校、環境サポーターなどとの連携・協働により、水質や生物の調査を行い、水質を監視します。

水源涵養を担う森林の管理を充実し、河川やため池の水量確保に努めます。

九州大学などの学術機関と連携し、河川やため池の水質改善策についての研究を進めます(再掲)。

基本施策 2-2-2 …… 森林・農地・里山の再生

課題

耕作放棄によって荒廃が進んでいる農地や里山、森林の管理が必要です。これまで、人の手を通じて形成・維持されてきた農地や里山、森林が、農林業に従事する後継者の不足によって管理が行き届かなくなり、竹林の繁茂、里山が持つ保水機能の低下、多様な生態系の喪失が進んでいます。

管理不足により荒廃した農地や里山では、イノシシやサルなどの動物の餌となる下草や木の実などが十分に育たなくなり、動物は餌を求めて里地に下りてきて、農作物に被害を及ぼす状況が発生しています。

主な取り組み

間伐、伐採、植林などの森林維持に関する取り組みを支援し、生態系の基盤や水源、二酸化炭素吸収源となる森林の再生を図ります。

九州大学などの学術機関と連携し、生態系の保全を進めながらイノシシやサル、ドバトなどの鳥獣による被害を防止するための対策を進めます。

環境サポーターなどとの協働による植生管理や活用を行い、多様な動植物の生息・生育環境づくりに努めます。

九州大学などの学術機関、環境サポーターなどと協働して、竹林被害の防止、竹の活用方法などの調査研究を行います。

農薬や化学肥料の適正な使用の普及啓発などにより、環境保全型農業を進めます。

エコファーマー(平成 21 年度：305 農家)、減農薬減化学肥料栽培認証制度認定農家(平成 21 年度：27 農家)の増加に努めます。



長系地区の田園風景

2-3 生物多様性の保全

生物多様性とは、生態系や植物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指します。また、生物多様性に関する条約によると、生物多様性とは、「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場の如何を問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。」と定義されています。

農地・里山や森林の荒廃、保全不足、宅地の開発などによる自然の減少により、生物の多様性が失われつつあります。このため、生物多様性の確保と保全が必要です。

基本施策 2-3-1 …希少な動植物の保護・保全

課題

福岡県の希少野生生物(福岡県レッドデータブック 2001)によると、糸島市内には、希少種として、113 種の動植物の生息が確認されており、希少動植物種の保護と生息・生育環境の保全対策が必要です。

農地・里山などの身近な自然が失われつつあり、これらを保全していくことが必要です。

主な取り組み

市民や環境サポーター、小中学校などとの協働により、希少動植物の生息・生育環境の保全に努めます。

九州大学などの学術機関と連携して、希少動植物の生息状況について調査研究を進めます。生物多様性を保全するため、県や九州大学などの学術機関と連携して、地域戦略づくりの調査研究を進めます。

基本施策 2-3-2 …外来生物の管理

課題

国外や国内の他の地域から、本来の野生動物が持つ移動能力によらないで、人の手によって意図的・非意図的に移入された動植物（外来種）により、在来の生物植生や生態系が大きく変化し、農地・里山、河川などの本来の生態系が壊れつつあります。

主な取り組み

ブルーギルやオオクチバス(魚類)、オオキンケイギク、アゾラ・クリスタータ(植物)などの特定外来生物の被害及び除去に関する普及啓発を行います。

外来種の生き物をペットとして飼育している人、また、これから飼育しようとする人に対して、逃げないよう適正に管理すること、放棄しないことなどの周知啓発を行います。

目標 3

歴史、文化、自然とふれあえる快適な社会環境をつくる ～古代ロマンを秘めた歴史・文化のまち～

糸島市は、中国の史書「魏志倭人伝」に記された「伊都国」があった地域としても知られ、古代ロマンを秘めたまちです。古くから大陸との玄関口として文化が栄え、農耕が営まれ、自然と調和した歴史的風土・文化が築かれてきました。これらの歴史、文化と自然環境を財産として次代に受け継ぐために、歴史、文化、自然とふれあえ、理解を深める環境づくりを目指します。

施策の方針 3 - 1

歴史的風土・文化の保全

歴史的・文化的な雰囲気醸し出すまちづくりを実現するために、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 3 - 1 - 1：文化財の保全
- 基本施策 3 - 1 - 2：歴史的景観の保全
- 基本施策 3 - 1 - 3：伝統文化の保全・継承

施策の方針 3 - 2

環境教育・学習、環境保全活動の充実

糸島市の自然、歴史への正確な理解を深め、自発的かつ積極的な保全活動に取り組むために、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 3 - 2 - 1：教育と学習の仕組みづくり
- 基本施策 3 - 2 - 2：環境保全活動への参加の仕組みづくり
- 基本施策 3 - 2 - 3：環境保全活動の支援のための財源確保

施策の方針 3 - 3

自然、歴史とのふれあいの推進

糸島市の財産である豊かな自然と、古代より続く歴史・文化に親しむとともに理解を深めるために、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 3 - 3 - 1：自然、歴史とふれあう空間の整備
- 基本施策 3 - 3 - 2：自然、歴史とふれあう機会の提供

3-1 歴史的風土・文化の保全

糸島市には、市民共有の財産である歴史的文化遺産が多く存在しています。これら遺産の保存保護に努めるとともに、文化財の指定を積極的に推進して、市民が当時の人々と歴史をこえて交流できる歴史的文化遺産の整備活用を進めて行く必要があります。

基本施策 3-1-1 …文化財の保全

課題

市内には史跡をはじめとした様々な文化財が存在しますが、それらの保護・保存・活用が十分になされていません。特に、史跡の整備が不十分なことから、計画的、効率的な整備の実施に向けた各種文化財の保存、活用計画の策定が求められます。

主な取り組み

市内すべての文化財を対象とした保存・整備・活用の基本計画を策定します。
新町支石墓群の保存・整備・活用のため、史跡指定地の買い上げを行います。
伊都国の王都である三雲・井原遺跡の保存・活用のため、国の史跡指定を受けます。

基本施策 3-1-2 …歴史的景観の保全

課題

糸島市は魏志倭人伝に記載された伊都国の時代から長い時間をかけて、景観やまちが形成されてきた歴史があります。しかし、近年、国道 202 号線に沿って、郊外型ショッピングセンターの建設や住宅の高層化が急速に進み、また、これに伴う商業看板の増加により、歴史的な景観が失われつつあります。

主な取り組み

糸島市内に残る唐津街道などの歴史的街並みの保存のため、県や九州大学などの学術機関と連携して、調査研究を進めます。
所有者の理解と協力を得ながら、田園風景や歴史的な建築物の保全の取り組みを進めます。

基本施策 3-1-3 …伝統文化の保全・継承

課題

伝統芸能は、古くは糸島の各地で継承されていましたが、現在は、途絶えたものもあります。その中で、高祖神楽（県指定）、福井神楽（市指定）が無形文化財として伝承されており、これらを後世に伝承していくための後継者の育成・支援が求められます。

主な取り組み

保存会等の団体の運営を支援するとともに、後継者の育成支援をします。
各種の媒体を利用して、神楽をはじめとする伝統芸能を P R します。

3-2 環境教育・学習、環境保全活動の充実

市が目指す環境の姿「豊かな自然と歴史・文化がもたらす潤いと活力あるまち いとしま」の実現のためにも、より多くの市民、事業者などが、環境教育や環境保全活動に取り組み、自然の仕組みや人の生活、経済活動などが環境に及ぼす影響などに関心と理解を深めることで、糸島の「環境力」を高めていきます。

基本施策 3-2-1 ……教育と学習の仕組みづくり

課題

豊かな自然とのふれあいを通じて、市の環境だけでなく地球全体にも思いをめぐらせ、より良い環境を次代に継承していくよう、自然を大切する意識を育み、活動意欲につなげていく必要があります。

環境に対する学びの機会づくり、場所づくり、人づくりなどの基盤づくりを進めていく必要があります。

市民が環境学習を受ける機会が、校区公民館での講座や市の出前講座に限られています。また、環境に関する人材を十分に生かしきれていないことから、各年齢層に対応した環境学習内容とは言えない状況です。

学校での環境教育、学習の定着、充実のための取り組みが必要です。

主な取り組み

九州大学などの学術機関、市民や環境サポーターとの協働により、多様な年齢層の市民が受けることのできる総合的な環境教育、学習プログラムを作成し提供していきます。

市民や事業者などの理解や意欲の増進を促すために、情報の収集、提供に努めます。

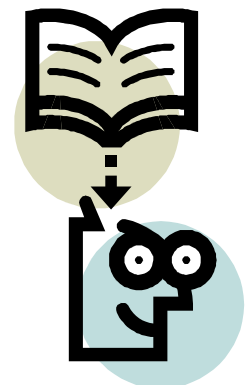
市民や事業者などへの環境学習に取り組みやすい機会づくりや場所づくりに努めます。

小中学校や関係行政機関、環境サポーターなどと協働して、学習プログラムへの環境教育の導入・推進に努めます。

学校教育において、子どもたちと自然とのふれあいを進めます。

家庭の環境負荷の状況を理解し、負荷の少ないライフスタイルの向上を図るため環境家計簿の取り組みを進めます。

各種イベントを通じて市民の環境に対する関心を高めます。



基本施策 3-2-2 ……環境保全活動への参加の仕組みづくり

課題

春・秋の環境美化行動には、延べ5万人、ラブアースクリーンアップには1千人を超える市民や事業者などの参加がありますが、他の環境保全・創造に関する取り組みへの参加は、まだまだ、特定の市民や団体が多く、参加層を広げていく必要があります。

主な取り組み

環境ボランティア登録制度を創設して、団体や環境ボランティアのネットワークの構築を進め、広く市民が参加できる仕組みづくりに努めます。

環境ボランティア表彰制度を創設して、環境ボランティアの表彰を行い、環境保全活動の推進を図ります。

市民や環境サポーター、九州大学などの学術機関などとの協働により、年齢層に関係なく、誰もが参加しやすい講座やイベントなどの開催に努めます。

基本施策 3-2-3 ……環境保全活動の支援のための財源確保

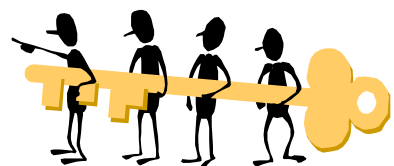
課題

環境保全活動を行うためには、財源の確保が必要です。しかし、市の財源も限られていることから、新たな環境保全・創造に取り組むうえで、十分な財源を確保する方法を検討する必要があります。

主な取り組み

環境の保全・創造への取り組みを図るために、財源の確保を進めていくとともに、国や県など関係機関の制度活用について調査研究を行います。

環境の保全・創造への取り組みを支援するため、市民や事業者、環境サポーターに対して、国や県、財団、企業などの補助制度の紹介や情報提供を行います。



3-3 自然、歴史とのふれあいの推進

身近な自然を愛する心を育成するために、自然や生き物とふれあう空間や機会を増やします。また、郷土を愛する心を育成するために、地域の歴史や文化にふれる機会を増やします。特に、子どもたちが安全に自然や生き物とふれあい、命の尊さや自然の美しさを学ぶ空間や機会を増やすとともに、子どもたちにも理解しやすい、歴史展示や歴史講座の機会を増やしていきます。

基本施策 3-3-1 …自然、歴史とのふれあい空間の整備

課題

平成 21 年度の都市公園整備状況によると、市民一人当たりの都市公園面積は、4.87 m²/人であり、県平均(9.08 m²/人・H20 年度)の 54%となっています。

市内には、玄海国定公園や背振雷山県立自然公園があり、これらを保全・活用しながら、多くの市民が自然とふれあえる環境を創出する必要があります。

市内には、井原山自然歩道や怡土城周回歩道、森林公園真名子木の香ランド、笹山公園など、自然とのふれあい空間が多くあります。これをもっと市民に知ってもらい、活用してもらう必要があります。

平原遺跡や怡土城跡をはじめとする多くの史跡(12 か所)、芥屋大門、大悲王院の楓などの天然記念物(8 か所)、白糸の滝に代表される名勝(4 か所)など、自然・歴史的資源が多く点在しています。これらを、自然、歴史とのふれあい空間として、もっと活用していく必要があります。

主な取り組み

自然遊歩道の保安全管理や誘導標識の整備などを行い、市民が分かりやすく散策できる環境づくりに努めます。

県や小中学校、環境サポーターなどと連携・協働して、自然や歴史とふれあえる行事を増やしていきます。

農家や環境サポーターなどと協働し、農地を利用した景観形成作物(レンゲ・ヒマワリ・コスモス等)の栽培を行いながら、緑とのふれあい空間づくりを進めます。

地域や環境サポーターなどと協働して、自然・歴史的資源を生かした自然とのふれあい空間づくりを進めます。

市内の自然遊歩道や自然とのふれあい施設などの利用を進めるため啓発を行います。

自然や歴史的資源を拠点として結び、広範囲の地域を散策できるルートづくりを進めます。

農力を育む基本計画や農村環境計画、森林整備計画などに基づいて緑とのふれあい空間づくりを進めます。



基本施策 3-3-2 …自然、歴史とふれあう機会の提供

課題

市民農園(13か所：1,446区画)や即売所(20か所)、志摩の朝市、二丈夕市など、市内での自然とのふれあい機会は数多くあります。また、自然・歴史的資源や文化遺産も市内に多く点在しています。これらをもっと市民に知ってもらい、より多くの人に、これらの資源とふれあうことのできる機会の提供方法を見直していく必要があります。

主な取り組み

学校や環境サポーターなどとの連携・協働し、自然の中での体験学習を充実していきます。

自然とのふれあいを求める市民の増加に合わせ、市民農園の充実に取り組み、遊休農地などで土や緑とふれあう機会を増やしていきます。

グリーンツーリズムやブルーツーリズムなどの農林漁業体験を充実させ、農業や林業、漁業に対する理解とふれあいの機会を増やしていきます。

市内に存在するすべての文化財を対象とした保存・整備・活用の基本計画を策定します。

伊都国博物館を拠点に、展示事業や歴史講座を開催し、史跡めぐりなど参加型講座の充実を図ります。



雷山千如寺大悲王院の楓

目標 4

安全・安心な生活環境をつくる

～健やかに暮らせる優しいまち～

市民が元気で安心して暮らせるかどうかは、公害や環境汚染がなく、きれいな水や空気が保たれ、清々しく生活ができる地域の美化が実現されているかにかかっています。また、もしもの自然災害により発生が予測される大量の災害廃棄物の処理対策も考えておくことも必要です。これらを踏まえ、子どもから高齢者までみんなが快適で住みよいまちづくりを実現するため、市民がいつまでも健康で暮らすことができる安全・安心な生活環境が保たれたまちづくりを目指します。

施策の方針 4 - 1

地域美化の推進

地域の美化を推進し、安心して快適な生活環境を実現するために、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 4-1-1：不法投棄対策
- 基本施策 4-1-2：ペットの適正な飼育と管理
- 基本施策 4-1-3：空き地・空き家などの管理対策
- 基本施策 4-1-4：協働による地域美化の推進

施策の方針 4 - 2

生活環境の保全

公害や環境汚染による健康への影響を防止するとともに、災害に対応したごみ処理対策を構築して、命と健康が損なわれない安全な生活環境を維持するために、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 4-2-1：安全な水の供給
- 基本施策 4-2-2：大気の保全
- 基本施策 4-2-3：騒音・振動・悪臭対策
- 基本施策 4-2-4：自然災害時の生活ごみ及び災害廃棄物の処理対策



4-1 地域美化の推進

不法投棄対策や空き地の管理対策、ペットのふん対策など、地域の美化に取り組み、美しいまちづくりを進めます。

基本施策 4-1-1 …不法投棄対策

課題

市内でも、山間地域や農地、海岸などでの不法投棄が後を絶ちません。

不法投棄が多い地域では、環境パトロールによる巡回を行っていますが、地域での監視体制の確立や順回の強化など、さらなる不法投棄対策が必要です。

主な取り組み

糸島市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例に基づき、不法投棄対策を強化します。

環境パトロールによる監視体制を強化するほか、海岸や山間地域の監視体制についても調査研究を行います。

市民や事業者、地域、環境サポーターなどとの協働により、不法投棄監視の仕組みをつくりま

す。
不法投棄防止のために、広報やホームページなどの媒体を利用して啓発を行います。

基本施策 4-1-2 …ペットの適正な飼育と管理

課題

近年のペットブームにより、市内でも、犬や猫の飼育数は増加傾向にあります。また、飼い主のマナー低下に伴い、飼育やふん尿処理に関する苦情件数も増加しています。人とペットがともに生きるためにも、適正な飼育と管理方法についての周知徹底が必要です。

主な取り組み

飼い主によるペットの適正な飼育とふん尿処理などの指導や徹底をさらに進めます。

適正な飼育と管理方法について、広報やホームページなどにより啓発を強化します。

ペットを飼育している人やこれから飼育しようとする人に対して、犬や猫などの不要な出産を防ぐ措置、死亡時の処理方法などに関する周知・啓発を行います。

捨て猫、捨て犬を減らすために、県糸島保健福祉事務所と連携して、広報やホームページなどにより啓発を行います。

福岡県動物愛護推進協議会糸島支部と連携し、しつけ教室の開催、市民や環境サポーターとの協働によるパトロールの実施などを通して、ペットの適正な飼育と管理の徹底を呼びかけます。

基本施策 4-1-3 ……空き地・空き家などの管理対策

課題

市内には多くの空き地や空き家が点在し、雑草の刈り取りに関する苦情が年々増加しています。空き地や空き家として把握している個所は、約 1,000 件と年々増加しています。これに伴い、苦情件数も増加して、平成 22 年度は約 500 件となっています。このうち、約 400 件(80%)は刈り取りが行われているものの、残り約 100 件(20%)が未処理のまま放置されている状況です。特に、市外に居住する土地所有者との連絡が取れず、空き地等の管理及び環境保全に関する条例に基づいた手続きが進まないケースが増加しています。

主な取り組み

糸島市空き地等の管理及び環境保全に関する条例に基づき、空き地や空き家の雑草処理など、土地所有者による適正な管理の徹底をさらに進めます。

空き地や空き家の所有者と民間刈り取り業者との間での継続契約を推進し、これらの適正管理を図ります。

空き地や空き家の所有者に、刈り取り依頼の通知だけでなく電話や個別訪問により、雑草処理並びに適正管理の依頼を行います。

空き地や空き家の適正管理の向上のために、広報やホームページなどの媒体を利用して周知啓発を行います。

基本施策 4-1-4 ……協働による地域美化の推進

課題

行政区を中心に、春・秋の年 2 回、また、地域によっては定期的に環境美化活動が行われており、市街地を中心にした地域では徐々に美化が進んでいます。

区域が広い行政区や農村地域の行政区などは、清掃範囲が広く美化活動の手が回らないところもあります。

様々な団体による地域美化活動や啓発活動も行われていますが、単発的な取り組みが多く、継続した取り組みに転換していく必要があります。

マナーの悪化に伴う道路や空き地へのポイ捨ても多く、地域環境を汚す原因にもなっています。市内の産業廃棄物処理場やその周辺の地域環境の保全に注意する必要があります。

主な取り組み

地域の美化に取り組む場所や時期、役割分担などを明確にし、市民、事業者、地域、環境サポーターなどと協働した地域美化を進めます。

公園や海岸、観光地などの利用者に対するごみの持ち帰り運動を進めます。

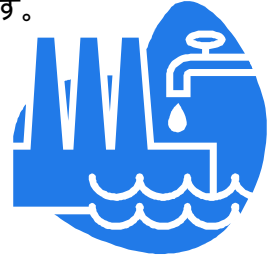
地域の美化やマナー向上のために、広報やホームページなどの媒体を利用して啓発を行います。

市街地や駅周辺の「路上禁煙区域」の指定について調査研究を進めます。

県の保健環境事務所と連携しながら、産業廃棄物処理場などの監視と指導を行います。

4-2 生活環境の保全

私たちの生活は、大気や水、音や振動、臭いなどの環境要素と密接な関わりがあります。また、科学技術の発展に伴い、事業活動やライフスタイルが大きく変わってきました。これらは、時として大気や水質の汚染、騒音、振動、悪臭など、人の健康や生活を損なう問題になるとともに、私たちが直面する環境リスクとして捉えられます。さらに、台風や地震、集中豪雨などの自然災害に伴い発生が予測される災害廃棄物や災害時の生活ごみなどの処理対策も必要です。これらの生活環境に関わる問題を発生させないためにも、安全な水の供給や大気環境の保全、災害発生時のごみ処理体制の整備などに取り組み、身近な生活環境の保全を進めます。



基本施策 4-2-1 …安全な水の供給

課題

安全な水を供給するために、水源、河川、浄水場及び給水栓までの水質状況を把握し、安全かつ清浄な水道水の供給に努めるため、水道事業水質検査計画に基づき、水質検査や水質汚濁防止のための定期的な清掃や浄化などと並行して監視を続ける必要があります。

糸島市では、瑞梅寺ダムと福岡地区水道企業団から上水を受水していることから、関係機関と連携した安全な水の供給に努める必要があります。

主な取り組み

水道事業水質検査計画に基づき、安全な水の供給に努めます。

水を大切にし、健全な水循環を確保するため、水源涵養機能を持つ森林や農地の保全、日常的な節水行動の推進、雨水利用の推進などにより、限りある水資源を大切に利用します。

基本施策 4-2-2 …大気の保全

課題

糸島市では、大規模な工業団地や交通渋滞箇所もなく、地域的な大気汚染は発生していません。しかし、糸島の豊かな自然から生み出されるさわやかな空気を保つための取り組みが必要です。福岡県環境白書によると、一般環境大気測定局(福岡地区)の測定結果では、二酸化硫黄、二酸化窒素は環境基準を満たしていますが、光化学オキシダントは県内すべての測定局で環境基準を超えている時期があることから、市民の健康被害を防止するための取り組みが必要です。剪定くずや家庭ごみの野焼き、自家焼却に対する苦情が後を絶たないことから、継続的な指導や啓発を行う必要があります。

主な取り組み

大気汚染状況などの継続的な調査結果を収集し、実態把握と情報提供に努めます。

野焼きや自家焼却の禁止を徹底するとともに、指導、啓発を積極的に行います。

市民の健康被害を防ぐために、光化学オキシダントに関する周知啓発を行います。

大気汚染物質の排出量の少ない低公害車の導入支援など、環境に配慮した自動車利用に関する啓発を行います。

排気ガスの抑制と交通渋滞緩和、公共交通機関の利用促進を図るために、ノーマイカーデー運動を進めます(再掲)。

基本施策 4-2-3 …騒音・振動・悪臭対策

課題

典型7公害(大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭)のうち、糸島市に委任された騒音・振動・悪臭については、市民の健康や生活環境に被害をもたらす事例は少ないものの、都市化により宅地が広がる中で、混住地域での畜産による悪臭や近隣騒音などの苦情が発生しています。

産業公害の発生源となるような工場や施設はありませんが、引き続き、関係法令に基づいた適切な監視が必要です。

主な取り組み

関係法令に基づき、騒音・振動・悪臭について適切に監視します。

農地への家畜ふん尿散布に対する適正な使用方法を指導・啓発します。

九州大学などの学術機関と連携して、家畜ふん尿のバイオマス利活用の調査研究を進めます。

基本施策 4-2-4 …自然災害時の生活ごみ及び災害廃棄物の処理対策

課題

台風や地震、集中豪雨などの自然災害により、大量発生が予測される災害廃棄物や災害時の生活ごみの処理対策が必要です。

自然災害に伴う災害廃棄物の発生場所や状況などの情報を速やかに把握する必要があります。

主な取り組み

自然災害が発生したときには、糸島市地域防災計画に基づいて迅速に情報の収集を行い、災害廃棄物の処理を行います。

県や九州大学などの学術機関と連携し、自然災害時の生活ごみやし尿、災害廃棄物の対応について、調査研究を行います。

自然災害により、一時的に大量に発生した災害廃棄物の収集・処理体制を確立するため、災害廃棄物の処理・処分計画を作成します。

自然災害に伴う、市民のし尿収集・処理体制を確立するため、貯留したし尿の収集・処理計画を作成します。

目標 5

協働の仕組みをつくる

～市民参加で環境との好循環を創造するまち～

豊かな自然や古代ロマンを偲ばせる自然・歴史的資源や文化遺産に恵まれた魅力あふれる糸島市が、明るさや新鮮さを失わないようにするためには、市民の「郷土を愛し・守り・育てる」という強い意思による協働のまちづくりが必要です。

協働のまちづくりの仕組みを地域に根付かせることで、市民が環境改善の効果を実感し、それがさらに環境意識を高揚させ、より良い環境が実現される「人と環境との好循環」が生まれることにつながります。

施策の方針 5 - 1

協働の仕組みづくり

誰もが気軽に参加し、継続的に取り組めるようにするために、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 5-1-1：地域連携の推進
- 基本施策 5-1-2：協働の拠点づくり

施策の方針 5 - 2

環境情報の共有

協働した環境づくりの実践に必要な環境情報の共有と環境意識の高揚を図るために、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 5-2-1：環境情報の整備・発信

施策の方針 5 - 3

人材の育成と活用

人と環境との好循環を継続させるとともに必要な人材の育成を図るため、以下の基本施策を展開します。

- 基本施策 5-3-1：環境サポーターや環境リーダー・ボランティアの育成
- 基本施策 5-3-2：未来を担う子どもたちの育成

5-1 協働の仕組みづくり

効果的な協働の仕組みづくりを推進するためには、環境に関する様々な施策の内容について、市民や事業者などが十分に理解できるよう情報提供を行うことが重要です。また、計画づくりや実践活動への参加の機会を充実させ、各主体の役割を明確にしていくことも大切です。これにより、各主体それぞれの連携が生まれてきます。さらに、市民が主体的に活動を展開できるよう、環境サポーターや市民グループなどのボランティア活動を通じて、これらの活動が市民全体の自覚につながるようにすることが大切です。

基本施策 5-1-1 …地域連携の推進

課題

糸島市の人口は約 10 万人、そのうち 65 歳以上の老年人口が約 21% となっており、少子高齢化により人口構造が大きく変化しています。

都市化の進展に伴い、近所のつながり(地域コミュニケーション)が希薄化し、自治会への未加入者が増加している行政区も見受けられます。

主な取り組み

美化活動をはじめとする地域活動を積極的に支援し、地域コミュニケーションの場づくりや意識の醸成を図ります。

高齢者の生きがいづくり、健康づくり、コミュニケーションづくりの場として、地域の美化活動を軸にした取り組みを進めます。

九州大学などの教育研究機関と環境講座などを開催し、市民、事業所、環境サポーターなどとの新たな連携を創出します。

環境ボランティア登録制度を創設して、団体や環境ボランティアのネットワークの構築を進め、広く市民が参加できる環境づくりに努めます(再掲)。

基本施策 5-1-2 …協働の拠点づくり

課題

高齢化の進行により、単独の行政区として現状の地域活動を維持することが困難となる自治会の発生が予測されます。

現在 163 の行政区のうち高齢化率(65 歳以上の老年人口が人口に占める割合)が 30% を超える行政区は 43 (全体の 26%) となっています。

環境サポーターや環境ボランティアなど相互の情報交換の機会と場の提供が必要です。

主な取り組み

高齢化に対応した新たな地域活動の検討を行い、展開していきます。

糸島市ボランティアセンター(こらぼ糸島)を活用し、環境サポーターや環境ボランティアが集える場づくりに努めます。

5-2 環境情報の共有

協働によるより良い環境づくりを進めていくためには、各主体が共通の目標に向かって活動に取り組むことが重要です。そのため、広く環境情報を共有できる仕組みづくりが求められます。

基本施策 5-2-1 ……環境情報の整備・発信

課題

環境活動に必要な情報が、国や県、市、環境サポーター、事業者などの各主体から発信されており、必要な情報の収集や所在が分かりにくく、共有化されていません。
身近に環境情報を収集できる場所や環境について学ぶ場所が整備されていません。

主な取り組み

市の環境の現状や環境ボランティアの活動状況、イベントなどのに関する情報などを集めた環境情報サイト構築の研究を進めます。

九州大学などの学術機関と連携して、環境情報の収集・提供に努めます。

環境ボランティア登録制度を創設し、団体や環境ボランティアのネットワークの構築を進めます(再掲)。

環境情報に関して、九州大学、市教育委員会(市立図書館)と連携・協力しながら機能の充実と整備に努めます。

重要な環境施策に関してパンフレットなどを作成し、普及啓発に努めます。



5-3 人材の育成と活用

環境の保全・創造の取り組みを継続して進めるためには、取り組みの先頭に立って指導する人(リーダー)、それを支援・協力する人(ボランティア)が必要です。そのために、子どもたちや団塊の世代の人たち、高齢者などを中心に、人材の育成と活用を進めます。

基本施策 5-3-1 ……環境サポーターや環境リーダー・環境ボランティアの育成

課題

環境力の充実を図るためには、豊富な経験や知識を持った団塊の世代の人たちや高齢者たちに対し、「生きがいづくり・健康づくり」のひとつとして、環境の保全・創造の取り組みを支援し、その力を生かしていく必要があります。

環境の保全・創造の取り組みを定着させるためには、取り組みの中心となる人材が必要です。そのため、環境サポーターや環境リーダー、環境ボランティアの育成・支援をはじめ、その人材を広く紹介する仕組みも必要です。

主な取り組み

環境の保全・創造の取り組みを先頭に立って指導、支援する環境サポーターや、これら活動を行う環境リーダー、環境ボランティアの育成・支援を図ります。

環境サポーターや環境リーダー、環境ボランティアに、糸島市ボランティア派遣事務局やこらぼ糸島に登録してもらい、ボランティア派遣事業を活用して活躍の場を広げます。

既存の環境サポーターと協働して、環境リーダーの養成と環境ボランティアの拡大を図るとともに、活躍できる機会を提供します。

環境の保全・創造に関するボランティア情報の充実、ボランティアグループ設立の支援など、団塊の世代の人たちや高齢者の活躍の場所づくりを支援します。

新たに環境の保全・創造に貢献したいと考えているグループや団塊の世代の人たち、高齢者などが、環境学習に取り組める機会を増やしていきます。

基本施策 5-3-2 ……未来を担う子どもたちの育成

課題

学校での環境教育、学習の定着、充実のための取り組みが必要です。

子どもたちの自発性を育てるためにも、子どもたちが自ら考え、環境の保全・創造に取り組むことができる仕組みづくりが必要です。

主な取り組み

県や九州大学などの教育研究機関、環境サポーターなどと協働して、環境教育・学習プログラムの提供や環境リーダー、ボランティアの紹介などを行い、学校における環境教育・学習の定着、充実に努めます。

子どもたちが主催する環境に関する行事を支援します。

水辺の教室や自然観察会などを通じて、生物多様性や環境保全意識の向上を図ります。



第3部 目標実現に向けた具体的な取り組み

本計画に掲げた5つの目標を達成していくために、基本となる施策に達成期間を設け、効果的に推進していきます。また、達成期間については、次の4期間を設定します。

- 1)短期：施策の実現に向けて、早急かつ重点的に取り組むもの(概ね3年)
- 2)中期：施策の実現に向けて、長期総合計画や個別計画等に沿って取り組むもの(概ね5年)
- 3)長期：施策の実現に向けて、調査・検討を重ねながら取り組むもの(概ね10年)
- 4)継続：目標の達成期間を設定しないで、継続して取り組むもの(期間設定なし)

5つの目標の施策体系及び達成期間

【目指す環境の姿】 豊かな自然と歴史・文化がもたらす潤いと活力あるまち いとしま	5つの目標	施策の方針	基本となる施策	目標達成期間
	1.地球にやさしい生活を実践し循環型・低炭素社会を実現する ～住みよい環境を未来につなぐまち～	1.3R・廃棄物の適正処理の推進	1.ごみの減量(Reduce)	短期
			2.再利用(Reuse)・再資源化(Recycle)の推進	短期
		2.低炭素社会実現の推進	3.ごみ分別・ごみの収集システムの見直し	中期
			1.省エネルギー型ライフスタイル、ビジネススタイルへの転換	中期
	3.再生可能エネルギーの導入	2.交通における省エネルギー対策の推進	長期	
		1.再生可能エネルギー設備の導入推進	継続	
	4.緑の管理と創出	2.再生可能エネルギー利用に関する研究と支援	中期	
		1.緑に関する計画の策定及び緑化事業の推進	継続	
	2.糸島に息づく自然環境を保全・再生する ～豊かな自然を守り育てるまち～	1.多様な自然環境の保全	1.海岸・松林の保全	継続
2.森林の保全			中期	
3.河川・ため池の保全			長期	
4.農地・里山の保全			中期	
2.豊かな自然の再生		1.河川・ため池の水質の改善	長期	
		2.森林・農地・里山の再生	中期	
3.生物多様性の保全	1.希少な動植物の保護・保全	長期		
	2.外来生物の管理	継続		
3.歴史、文化、自然とふれあえる快適な社会環境をつくる ～古代ロマンを秘めた歴史・文化のまち～	1.歴史的風土・文化の保全	1.文化財の保全	中期	
		2.歴史的景観の保全	中期	
		3.伝統文化の保存・継承	中期	
	2.環境教育・学習、環境保全活動の充実	1.教育と学習の仕組みづくり	中期	
		2.環境保全活動への参加の仕組みづくり	長期	
		3.環境保全活動支援のための財源確保	継続	
3.自然、歴史とのふれあいの推進	1.自然、歴史とふれあう空間の整備	長期		
	2.自然、歴史とふれあう機会の提供	長期		
4.安全・安心な生活環境をつくる ～健やかに暮らせる優しいまち～	1.地域美化の推進	1.不法投棄対策	継続	
		2.ペットの適正な飼育と管理	継続	
		3.空き地・空き家などの管理対策	継続	
		4.協働による地域美化の推進	長期	
	2.生活環境の保全	1.安全な水の供給	継続	
		2.大気の保全	長期	
4.自然災害時のごみ及び災害廃棄物の処理対策	3.騒音・振動・悪臭対策	継続		
	4.自然災害時のごみ及び災害廃棄物の処理対策	中期		
5.協働の仕組みをつくる ～市民参加で環境との好循環を創造するまち～	1.協働の仕組みづくり	1.地域連携の推進	長期	
		2.協働の拠点づくり	中期	
	2.環境情報の共有	1.環境情報の整備・発信	中期	
		1.環境モニターや環境リporter・環境ボランティアの育成	中期	
	3.人材の育成と活用	1.環境モニターや環境リporter・環境ボランティアの育成	中期	
		2.未来を担う子どもたちの育成	中期	

第1章 目標別の主な事業の設定の目的

1. はじめに

本計画に示す目標や様々な取り組みは、第1次糸島市長期総合計画の期間に合わせ、平成23年度(2011年度)から平成32年度(2020年度)までの10年間です。その中で取り組む目標別の主な事業は、糸島市が目指す環境の姿「豊かな自然と歴史・文化がもたらす潤いと活力のあるまち いとしま」の実現に向けて、市が掲げる5つの目標の中で、環境課題解決のために、優先して取り組む主な施策、事業を示したものです。

また、本計画に掲げる主な事業及び数値目標の達成期間は、長期総合計画や他の計画などとの整合を図るために、原則、平成23年度から平成27年度までの5年間とし、現状値を基準にして数値目標を設定し、目標達成を図ります。

さらに、環境を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、環境審議会において、目標の進捗状況を1年ごとに点検、評価を行い、それに基づき、5年後に目標項目や数値などを見直していきます。

2. 主な事業の位置づけとねらい

数値目標を掲げた事業は、糸島市の環境の現状や課題、地域特性などを踏まえ、本計画で掲げる環境施策の中でも重点的に取り組んで目指す環境の姿を実現していくためのものです。また、これらの事業実施にあたっては、各主体が協働して取り組みを進め、目指す環境の姿の実現性を高めていきます。

糸島市が目指す環境の姿を実現するための5つの目標

1. 地球にやさしい生活を実践し循環型・低炭素社会を実現する
2. 糸島に息づく自然環境を保全・再生する
3. 歴史、文化、自然とふれあえる快適な社会環境をつくる
4. 安全・安心な生活環境をつくる
5. 協働の仕組みをつくる

目指す環境の姿の実現のため重点的に取り組むべき施策を抽出

目標値を明示した事業

(市民・事業者・環境サポーター・九州大学・関係機関・市が連携、協働して実施)

重点的に推進

糸島市が目指す環境の姿

「豊かな自然と歴史・文化がもたらす潤いと活力あるまち いとしま」

主な事業の位置づけとねらい

第2章 目標別の主な事業及び数値目標

1. 地球にやさしい生活を実践し循環型・低炭素社会を実現する ～住よい環境を未来につなぐまち～

地球にやさしい生活を実践し循環型・低炭素社会を実現するための主な事業を示します。

「目標1：地球にやさしい生活を実践し循環型・低炭素社会を実現する」の主な事業

施策の方針	計画指標	現状値	目標値	所管課
1-1 3R・廃棄物の適 正処理の推進	1日1人当たり のごみ排出量	780g (H21年度)	604g (H27年度)	生活環境課
	リサイクル率	23% (H20年度)	33% (H27年度)	生活環境課
	段ボールコンポ スト補助基数	4,980個 (H21年度)	6,350個 (H27年度)	生活環境課
	エコショップ 登録店	- (H22年度)	30店 (H27年度)	生活環境課
	行政区内資源回 収拠点設置個所数	44個所 (H22年度)	100個所 (H27年度)	生活環境課
1-2 低炭素社会実現の 推進	糸島市内の 二酸化炭素排出量	426千トン (H19年度)	368千トン (H27年度)	生活環境課
	公共施設等の 二酸化炭素排出量	25,035トン (H21年度)	21,500トン (H27年度)	関係課
	地産地消率	32% (H21年度)	37% (H27年度)	農業振興課
	地産地消応援団 店舗数	73店舗 (H21年度)	170店舗 (H27年度)	農業振興課
1-3 再生可能エネルギ ーの導入	バイオマス活用推 進基本計画の策定	未策定 (H22年度)	策定 (H27年度)	農業振興課
	公共施設へのクリ ーンエネルギー 導入件数	4施設 (H21年度)	8施設 (H27年度)	関係課
	エコ公用車の 導入件数	1台 (H21年度)	5台 (H27年度)	管財契約課

2. 糸島に息づく自然環境を保全・再生する

～豊かな自然を守り育てるまち～

糸島に息づく自然環境を保全・再生するための主な事業を示します。

「目標2: 糸島に息づく自然環境を保全・再生する」の主な事業

施策の方針	計画指標	現状値	目標値	所管課
2-1 多様な自然環境の 保全	荒廃森林整備面積	300ha (H21年度)	1,000ha (H27年度)	農林土木課
	広葉樹の森の 整備面積	3,000㎡ (H21年度)	7,000㎡ (H27年度)	農林土木課
	水源涵養保安林等 の指定区域拡大	3,350ha (H21年度)	3,390ha (H25年度)	農林土木課
	担い手への 農地集積率	42% (H21年度)	72% (H27年度)	農業振興課
	水質検査箇所数	71か所 (H21年度)	90か所 (H27年度)	生活環境課
	河川の平均 BOD数値	1.8 (H21年度)	1.0 (H27年度)	生活環境課
	景観計画区域 の指定	0か所 (H21年度)	1か所 (H27年度)	都市計画課
2-2 豊かな自然の再生	污水処理人口 普及率	80.46% (H21年度)	90.0% (H27年度)	下水道課
	農家戸数	2,656戸 (H17年度)	2,500戸 (H27年度)	農業振興課
	エコファーマー 認定農業者数	305戸 (H21年度)	330戸 (H27年度)	農業振興課
	減農薬減化学肥料栽 培認証制度認定者数	27戸 (H21年度)	40戸 (H27年度)	農業振興課
	新規就農者数	15人 (H21年度)	20人 (27年度)	農業振興課
	耕作放棄地の 耕作再開面積	0.5ha (H20年度)	13ha (H27年度)	農業委員会
	広葉樹林化 実施箇所数	- (H21年度)	6箇所 (H25年度)	農林土木課
	森林の間伐面積	- (H21年度)	680ha (H25年度)	農林土木課
2-3 生物多様性の保全	生物多様性地 域戦略の策定	未策定 (H22年度)	策定 (H27年度)	生活環境課

3. 歴史、文化、自然とふれあえる快適な社会環境をつくる ～古代ロマンを秘めた歴史・文化のまち～

歴史、文化、自然とふれあえる快適な社会環境をつくるための主な事業を示します。

「目標3: 歴史、文化、自然とふれあえる快適な社会環境をつくる」の主な事業

施策の方針	計画指標	現状値	目標値	所管課
3-1 歴史的風土・文化 の保全	文化財の保存・ 整備・活用の 基本計画策定	未策定 (H21年度)	策定 (H23年度)	文化課
	新町支石墓群 買上比率	38% (H21年度)	100% (H27年度)	文化課
	神楽の保存団体数	2団体 (H21年度)	2団体 (H27年度)	文化課
3-2 環境教育・学習、 環境保全活動の充 実	環境学習 プログラムの作成	未作成 (H21年度)	作成 (H27年度)	生活環境課
	環境家計簿 登録者数	78世帯 (H22年度)	160世帯 (H27年度)	生活環境課
	環境サポーター、環 境ボランティア等の ネットワーク化	未整備 (H21年度)	整備 (H27年度)	生活環境課
	環境講座・ イベントの開催	1回 (H21年度)	2回 (H27年度)	生活環境課
	食育に関する 農業体験事業数	20事業 (H21年度)	25事業 (H27年度)	農業振興課
	学生のための 食農事業数	5事業 (H22年度)	15事業 (H27年度)	農業振興課
	市民1人当たりの 公園の面積	4.87 m ² (H21年度)	5.0 m ² (H27年度)	施設管理課
3-3 自然、歴史とのふ れあい推進	自然歩道の 整備延長	約15 km (H21年度)	約30 km (H27年度)	商工観光課

4 . 安全・安心な生活環境をつくる ～ 健やかに暮らせる優しいまち～

安全・安心な生活環境をつくるための主な事業を示します。

「目標 4:安全・安心な生活環境をつくる」の主な事業

施策の方針	計画指標	現状値	目標値	所管課
4-1 地域美化の推進	地域環境パトロール協力団体数	1 団体 (H21 年度)	10 団体 (H27 年度)	生活環境課
	環境パトロールごみ回収量	88 トン (H21 年度)	75 トン (H27 年度)	生活環境課
	犬のしつけ方教室の開催数	年 1 回 (H22 年度)	年 3 回 (H27 年度)	生活環境課
	空き地管理に関する指導件数	約 500 件 (H22 年度)	約 400 件 (H27 年度)	生活環境課
4-2 生活環境の保全	野焼きの苦情件数	約 60 件 (H22 年度)	約 40 件 (H27 年度)	生活環境課
	災害廃棄物の処理・処分計画の作成	未作成 (H22 年度)	作成 (H27 年度)	生活環境課
	災害時し尿収集・処理計画の作成	未作成 (H22 年度)	作成 (H27 年度)	生活環境課

5. 協働の仕組みをつくる

～市民参加で環境との好循環を創造するまち～

協働の仕組みをつくるための主な事業を示します。

「目標5:協働の仕組みをつくる」の主な事業

施策の方針	計画指標	現状値	目標値	(所管課)
5-1 協働の仕組みづくり	出前講座等の 学習会参加者数	2,377人 (H21年度)	2,700人 (H27年度)	生活環境課
	「アグリコラボい としま」主体の 産学官連携事業数	- (H21年度)	8事業 (H27年度)	農業振興課
5-2 環境情報の共有	環境情報サイト の構築	未整備 (H22年度)	情報サイトの公開 (H27年度)	生活環境課
5-3 人材の育成と活用	環境ボランティア 登録制度に基づく 登録団体数	- (H22年度)	10団体 (H27年度)	生活環境課
	環境ボランティア 登録制度に基づく 登録者数	- (H22年度)	30人 (H27年度)	生活環境課

第4部 計画の推進と進行管理

第1章 推進体制

本計画の推進にあたっては、各主体が連携・協働をしながら進めていくことが重要です。

1. 糸島市環境審議会

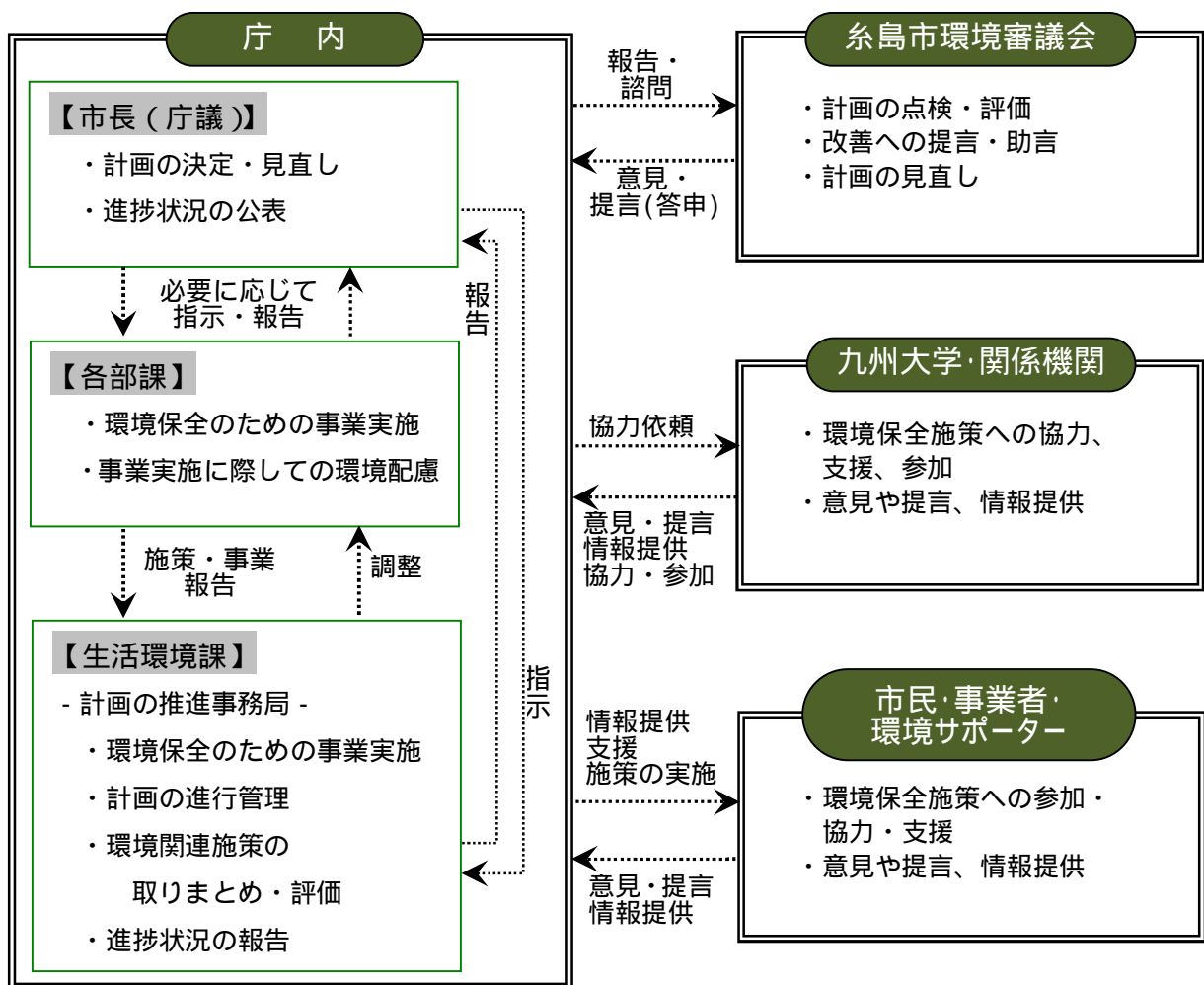
糸島市環境基本条例第9条に規定する環境審議会において、本計画の推進評価や改善に関する提言、見直しなどを行いながら、総合的な点検を行います。

2. 協働による推進体制

本計画の推進を継続的に取り組むために、市民(地域)や事業所、環境サポーター、九州大学、関係機関などと情報交換や連携・協働しながら、具体的な実践を進めます。

3. 庁内推進体制

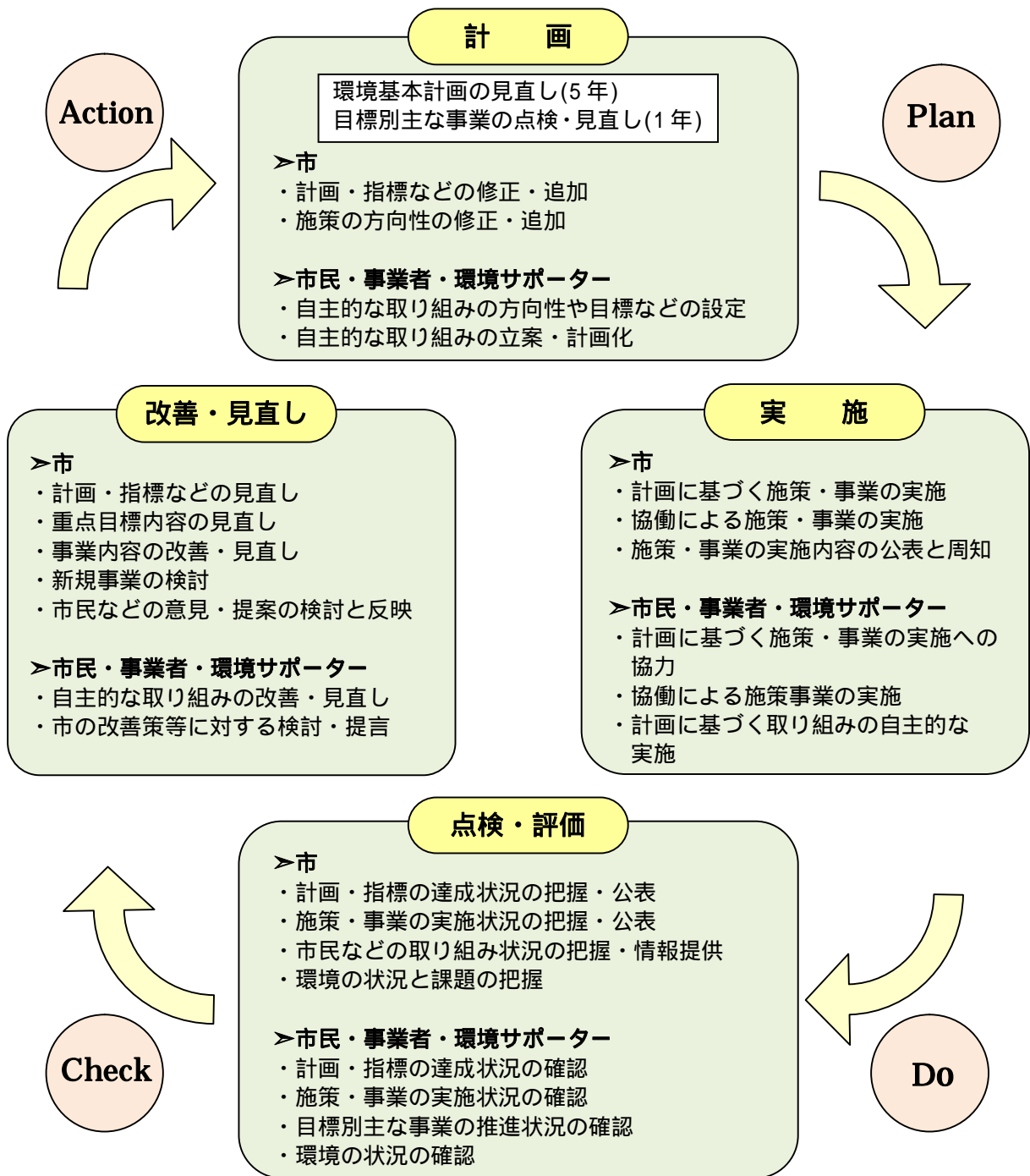
本計画に掲げた施策を総合的・計画的に進めるために、関係部課と連携・協力して、施策の調整や進行管理を行い、全市的な取り組みを進めます。



計画推進体制

第2章 進行管理

計画の推進にあたっては、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(改善・見直し)という「PDCA サイクル」に基づく一連の管理システムを構築し、継続的な改善を図りながら進めていきます。



継続的な改善を図る進行管理のながれ

環境配慮指針

第1章 環境配慮指針のねらい

市が目指す環境の姿を実現するためには、環境基本計画の第2部で示した施策や事業に加え、日々の生活の中での自主的な取り組みが必要です。また、市民だけでなく、事業者自身も、それぞれの立場で環境に配慮した活動を、できるものから着実に実行し、継続していくことが環境問題を解決していく第一歩となります。

環境問題の発生要因の多くは、私たちの日常生活や事業活動が深く関わっています。中でも、地球温暖化の問題については、事業活動だけでなく、私たちの日常生活も大きな原因です。このような環境問題の解決を図るためには、環境配慮の取り組みを日常生活や事業活動それぞれの状況に即した形で取り込む必要があります。

また、この指針は、配慮不足や不十分なことにより発生する様々な環境悪化を防止・緩和するものです。さらに、環境をより良いものとして次代に引き継ぐと共に、安らぎと潤いのあるまちづくりに活かすものでもあります。

第2章 市民の環境配慮指針

私たちのライフスタイルが、すべての環境に影響を与えていることを認識することが最も重要です。そのために、地球環境問題に対する知識と理解を深め、日常生活との関連性を考えながら、様々な環境保全活動を実践することが求められます。また、環境負荷をできるだけ少なくするために、地球にやさしい生活を推進することが必要です。

(1)ごみを捨てるとき

家庭内の古紙類やアルミ缶などのリサイクルを進め、より一層のごみの減量に努める。

詰め替え式や簡易包装の商品などごみの減量化につながるものを購入する。

マイバック運動を実践する。

生ごみ削減のために段ボールコンポストや生ごみ処理機などを利用する。

(2)家電製品を買い替えるとき

省エネルギー型家電製品を選んで購入する。

省エネルギー・高効率型の空調機器(エアコン)を購入する。

太陽光発電装置やヒートポンプ方式の高効率給湯機器などの導入に努める。

(3)冷暖房(エアコン)を使用するとき

温度を暖房 20 以下、冷房 28 以上に設定する。

電気こたつや電気カーペット、扇風機などと併用する。

部屋のカーテンを閉めて熱の出入りを防ぐ。

壁面緑化や植栽、打ち水などにより室内気温の上昇を抑える。

冷房時、ドライ機能も利用する。

フィルター掃除をこまめに行う。

(4)テレビ・パソコンを使うとき

- 部屋の広さや使用目的に合ったものを選ぶ。
- 見ていないとき、使わないときはこまめに消す。
- 寝るときや外出するときは主電源を切る(待機電力を減らす)。

(5)冷蔵庫を使うとき

- 家族数や食生活、ライフスタイルなどを考慮した大きさのものを選ぶ。
- 食品を詰め込みすぎない。
- 扉の開閉数を減らす。
- 料理・食品などは冷ましてから入れる。

(6)洗濯機・掃除機・照明器具を使うとき

- 洗濯物を入れすぎない(容量の80%ぐらいが適当)。
- 洗濯時には風呂の残り湯を利用する。
- 掃除の際には一気に掃除機を使う。
- 掃除機の集塵袋やフィルター掃除をこまめにする。
- 照明器具をLED電球やインバータ式蛍光灯に取り換える。
- 使わない部屋の照明器具はこまめに切る。

(7)お風呂・シャワー・トイレなどを使うとき

- お風呂を沸かしたら続けて入る。
- お風呂のふたをこまめにしめる。
- シャワーを使うときはお湯を流し放しにしない。
- 暖房便座のスイッチはこまめに切る。
- 音消し用の水を流さない。
- 歯磨きするとき水を流し放しにしない。

(8)炊事をするとき

- コンロは適切な火加減に調節する。
- 給湯器のお湯の設定温度を調整する(食器はぬるま湯で洗う)。
- ご飯の温めは炊飯器の保温より電子レンジを利用する。

(9)自動車を使うとき

- 低燃費車やハイブリット車など環境負荷の少ない自動車の購入に努める。
- 急発進や急加速、空ぶかしをやめる。
- アイドリングストップや不要な荷物の不積載などのエコドライブを行う。
- 無計画なドライブや近所までの自動車の利用を控える。
- ノーマイカーデーを決めて電車やバスなどの公共交通機関を利用する。

(10)地域(行政区・隣組など)では

- 地域の環境美化活動へ積極的に参加・協力する。
- 野焼きの禁止、ペットの適正管理などマナーの向上に努める。
- 地域の歴史・文化・伝統行事などの保全、継承、参加に努める。

第3章 業種別の環境配慮指針

事業者も、地域社会の一員として、自らの事業活動における環境保全の理念とルールを持ち、積極的に環境に配慮することが求められます。このことから、各事業者がそれぞれの業種の特性を理解したうえで、環境負荷をできるだけ少なくするよう配慮することが必要です。

1. 全業種に関わる共通の環境配慮指針

(1) 事務用品や備品を購入するとき

環境に配慮した物品の購入(グリーン購入)に努める。

例) 環境ラベルのある製品の優先購入 / エネルギー効率の高い製品の購入

ごみの減量化につながる物品の購入に努める。

例) ...リサイクルが容易な製品の購入 / 簡易包装の推進 / 詰め替え可能な製品の購入

(2) エネルギーや水を使うとき

職場における電気・ガスのエネルギーの節約に努める。

例) 電気製品やOA機器のスイッチオフの励行 / 冷暖房の適温管理 / 不要な照明の消灯 / 業務時間の適正化によるエネルギーの使用抑制

職場における節水、有効利用に努める。

例) 水圧調整による使用量の削減 / 雨水・二次水の有効利用の推進

(3) 物品を廃棄するとき

職場におけるリサイクル、ごみの減量に努める。

例) リユース・リサイクル確認の徹底 / 両面コピーの推進 / 使用済みコピー用紙の裏面利用 / 分別回収の徹底

事業系ごみの適正処理に努める。

例) 廃棄物の法令遵守 / リユース・リサイクルの徹底

(4) 自動車を利用するとき

環境負荷の少ない自動車の導入に努める。

例) 低燃費・低公害車、ハイブリット車の導入

エコドライブに努める。

例) アイドリングストップなど燃費効率が良い運転の推進 / 不要な荷物の不積載

自動車の利用をできるだけ控えるよう努める。

例) ノーマイカーデーや相乗りの実施 / 公共交通機関の利用

(5) 施設を建設・管理するとき

周辺の自然環境や景観への配慮に努める。

例) 周辺の田園・海岸・山地景観との調和 / まち並みとの調和への配慮 / 屋外照明の適正エネルギーの削減や新エネルギーの導入に努める。

例) 効率的なエネルギーシステムの導入 / 省電力機器の採用 / 太陽光発電など新エネルギー導入 / 環境負荷の少ない建設資材の活用

施設・敷地の緑化や美化に努める。

例) 屋上緑化・壁面緑化の推進 / 除草の実施 / ごみの散乱防止

(6) 自然に親しみ文化を育む

自然環境に配慮した事業活動に努める。

例) 事業活動に伴う環境への影響予測・評価の実施 / 事業活動に伴う代替措置としての自然環境回復の推進

環境保全活動への協力や支援に努める。

例) 地域の環境保全活動への参加・協力・支援

地域の歴史・文化・伝統行事の保全・継承に努める。

例) 歴史的遺産や文化、伝統的行事の保全・継承への支援 / 地域おこしのイベントや祭りの支援

(7) 積極的な環境配慮を進める

職場における環境教育の推進に努める。

例) 環境教育の推進 / 専門的な知識や資格を持った人材の育成 / 地域での環境保全活動への積極的参加

環境管理体制の整備に努める。

例) 環境情報の公表 / 環境保全技術の開発

2. 産業別の環境配慮指針

(1) 第1次産業（農業・林業・漁業）

環境保全型の農林漁業の推進に努める。

例) 減農薬・減化学肥料農業の推進 / 低燃費・低排出型の事業用機械の導入
農林漁業からの廃棄物の有効利用と適正処理に努める。

例) バイオマス資源の有効利用 / 使用済農業用ビニール・剪定枝の適正処理
農地、森林の有効活用と交流の推進に努める。

例) 農業資源・農村環境を活用した交流の場の提供 / 間伐体験・グリーンツーリズム・ブルーツーリズムの推進

(2) 第2次産業（建設業・製造業）

工事に伴う廃棄物の再利用や適正処理に努める。

例) 再生資材や再生可能な建設資材の使用 / コンクリート塊や建築廃材の再資源化
工事に伴う騒音・振動、粉じんの発生防止に努める。

例) 騒音・振動・粉じんの発生防止 / 排水による水質汚濁の防止
自然環境や景観に配慮した建築物づくりに努める。

例) 周辺の景観と調和した素材や色彩の導入 / 造成地における緑地の保全・創出

地球温暖化対策の推進に協力する。

例) 温室効果ガスの排出量が少ない事業用機械の導入 / 太陽光発電や風力発電など自然エネルギーを利用した機器の導入 / 工場や事業場のエネルギー使用の合理化
ごみの減量化や再資源化に適した製品の開発や製造に努める。

例) リユース・リサイクルが可能な製品の開発 / 包装や梱包の合理化・簡素化

(3) 第3次産業(卸小売業・飲食業・サービス業・運輸業)

環境に優しい商品、サービスの販売・提供に努める。

例) 環境配慮商品や地元産商品の販売 / 地元の食材の使用(地産地消の推進)
包装容器の減量化やリサイクルの推進に協力する。

例) 簡易包装やレジ袋の削減 / マイバック利用の啓発 / 詰め替え式の容器・製品の販売
飲食におけるごみの減量化やリサイクルの推進に協力する。

例) 生ごみの減量化・たい肥化 / 廃食用油のBDF化による有効利用
循環を意識した廃棄物処理の徹底に協力する。

例) 廃棄物の排出抑制、リサイクルの推進

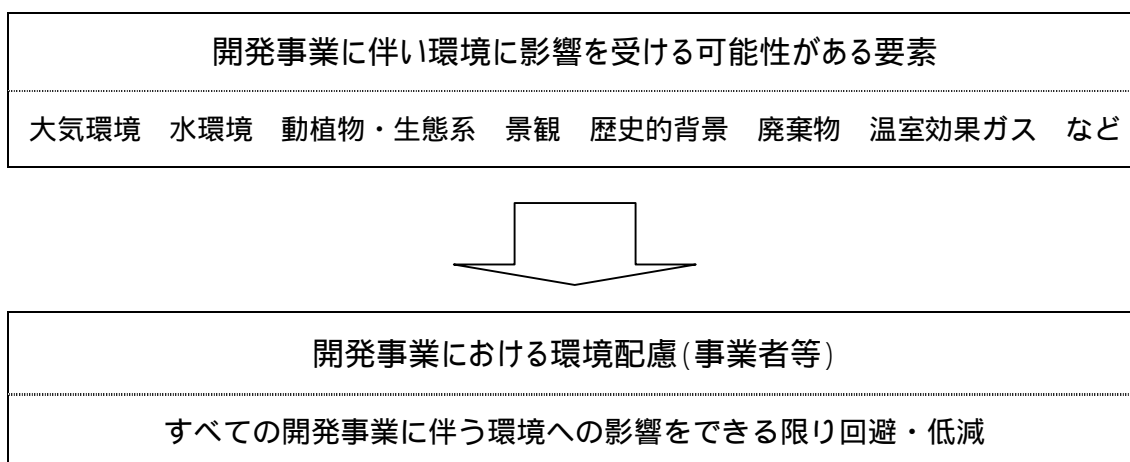
低燃費・低公害車による輸送とエコドライブに努める。

例) 低燃費・低公害車、ハイブリット車の導入 / アイドリングストップの徹底

3. 開発事業における環境配慮指針

開発事業は、環境に対して大きな影響を与える可能性があります。糸島市の豊かな自然を次代に残していくためにも、これら事業が行われるときは、環境への影響をできる限り回避・低減し、自然環境の保全に努めていく必要があります。

また、開発事業に際しては、環境影響評価法等の関係法令や指導要綱などに基づく規制や指導が行われますが、環境への負荷低減の視点から、事業者は、環境へ影響を及ぼす可能性があるすべての開発事業において、環境の保全に関して自主的に配慮することが重要です。



開発事業における環境配慮の考え方

開発事業において行う環境配慮の主な内容

項目	環境配慮の主な内容
生活環境保全等	<p>大気汚染、騒音、振動、水質汚濁の低減・防止を行うと共に、継続的な状況把握を行い良好な環境の創造に努める。</p> <p>日照障害や電波障害など生活環境への影響が生じないように建物の高さや配置に配慮する。</p>
水環境等	<p>緑地の保全をとおして雨水の地下浸透の促進をはかり、地域の水循環の確保に配慮する。</p> <p>雨水の利用、水の循環的利用を推進する。</p>
動植物・生態系等	<p>樹木の伐採や地形の変更に伴う動植物や生態系への影響に配慮する。</p>
景観等	<p>糸島市都市計画マスタープランや糸島市農村環境計画など関連計画との整合性を図る。</p> <p>周辺環境との調和を保つよう配慮するとともに、地域固有の魅力ある景観の保全に努める。</p>
廃棄物等	<p>廃棄物の適正処理や発生抑制、リサイクルに配慮する。</p> <p>再生資材や再生可能な建設資材の利用に努める。</p> <p>開発地域及び周辺のごみ散乱の防止に努める。</p>
温室効果ガス等	<p>温室効果ガスの排出が少ない低燃費・低公害型の事業用機械や車両の導入・使用に努める。</p> <p>緑化の推進や太陽光発電などの自然エネルギーの導入により、エネルギーの効率的利用に努める。</p> <p>施設の整備に当たっては、国内産木材や間伐材の利用に努める。</p>
その他	<p>事前に地域の環境特性を十分把握し、環境への影響について予測を行うように努める。</p> <p>計画の立案に当たっては、関係住民や専門家の意見を踏まえるよう努める。</p> <p>自然環境への影響を最小限にとどめるとともに、必要に応じて保全活動（植物の移植）を行うよう努める。</p> <p>廃棄物処理施設においては、汚染防止のため、施設の稼働や収集運搬車両の運行状況、施設及び周辺地域の大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地下水の状況把握に努める。</p>

糸島市環境基本計画

資料編

糸島市環境審議会（氏名等）

委員氏名（五十音順、敬称略）

番号	氏名	所属	備考
1	相田俊郎	糸島農業協同組合	
2	浦山牧夫	糸島市行政区長会	
3	江頭邦弘	福岡県地球温暖化防止活動推進員	
4	胡井強臣	ごみゼロ青春探検隊いとしま	
5	川原廉恵	公募委員	
6	木下尚之	公募委員	副会長
7	古賀宗次	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	
8	小迫田幸子	公募委員	
9	島岡隆行	九州大学大学院工学研究院	会長
10	友池直桃	前原市商工会	
11	稗田輝男	糸島漁業協同組合	
12	東紀子	よか志摩フォーラム	
13	三坂昭	糸島市行政区長会	
14	矢野浩祐	福岡広域森林組合	

糸島市環境審議会の開催経緯

環境審議会の開催経緯

回	開催日	審議会	審議項目等
1	平成 22 年 7 月 28 日	第 1 回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長・副会長の選任 ・諮問 ・環境基本計画策定のスケジュールについて ・環境基本計画の骨子について
2	平成 22 年 9 月 21 日	第 2 回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画案について
3	平成 22 年 10 月 26 日	第 3 回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画案について
4	平成 22 年 11 月 30 日	第 4 回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画案について
5	平成 23 年 1 月 13 日	第 5 回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画案について
6	平成 23 年 2 月 21 日	第 6 回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画案について
7	平成 23 年 3 月 24 日	答 申	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画案の答申（会長・副会長）

パブリックコメント

環境基本計画素案に係るパブリックコメントの結果

項目	内 容
実施期間	平成 22 年 11 月 22 日から 12 月 21 日までの 1 か月間
実施方法	市役所本庁、支所、校区公民館に素案とコメント用紙を配置 糸島市ホームページに掲載
提出意見	なし

糸島市の環境の現状

1. 位置・地勢

糸島市は、福岡県の西部の糸島半島に位置し、市北部には玄界灘に面した美しい海岸線が広がり、また、市南部には背振・雷山山系の山々が連なっています。そして、それらの中間部には糸島平野と呼ばれるなだらかな田園地帯が広がり、JR 筑肥線と国道 202 号沿線を中心に市街地が形成されています。

東は福岡市、西は佐賀県唐津市、南は佐賀市と接しています。福岡市の中心部天神から JR 筑肥線筑前前原駅までと西九州自動車道前原インターチェンジまでは、ともに約 30 分の時間距離にあります。博多駅や福岡空港にもアクセスやすく、交通利便性が高い地域となっています。

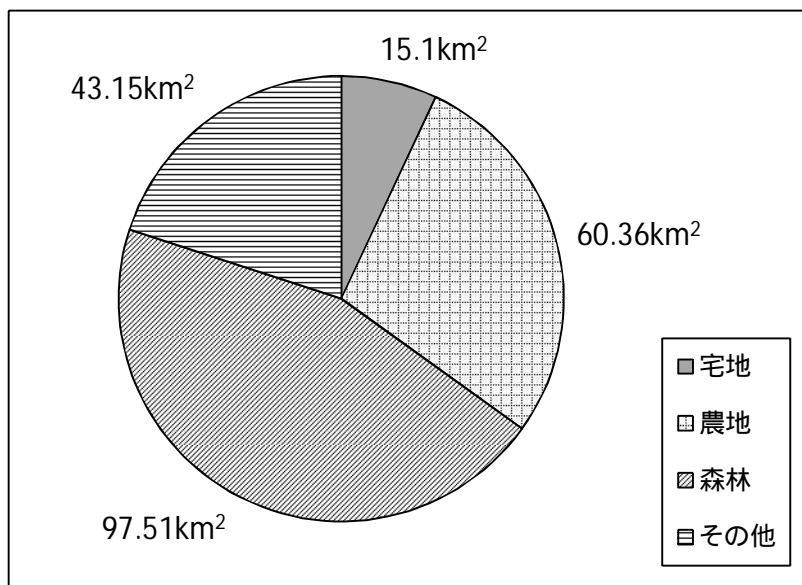


2. 面積・土地利用

糸島市の面積は216.12km²で、東西約24km、南北約19kmにわたり、福岡県下では第6位の広い行政区域面積を有しています。土地利用構成をみると、宅地7%、農地27.9%、森林45.1%であり、農地森林面積が7割強を占める自然豊かな地域となっています。

土地利用現況

区分	面積(km ²)	構成比(%)
宅地	15.1	7.0
農地	60.36	27.9
森林	97.51	45.1
その他	43.15	20.0
合計	216.12	100.0



出典) 福岡県農林水産統計年報 福岡県林業統計要覧

3. 気候

気候は一般的に温暖ですが、冬の北西の季節風が強く、低温で晴天が少ない日本海型の気候区に属し、山地部では積雪をもたらすことがあります。

過去10年の気象状況(アメダス前原局)

観測年	気温(℃)					年間 降水量 (mm)	風向・風速(m/s)		
	平均			最高	最低		平均 風速	最大 風速	風向
	日平均	日最高	日最低						
2000	16.3	20.2	12.4	36.0	-2.7	1,359	1.9	11.0	南南西
2001	16.2	20.1	12.3	34.4	-3.6	2,036	1.9	9.0	北
2002	16.5	20.3	12.7	34.8	-1.8	1,359	2.1	10.0	南南西
2003	16.4	20.4	12.3	34.8	-2.8	1,598	1.9	13.0	南南西
2004	16.8	21.3	12.3	35.9	-4.0	1,831	1.8	18.0	北
2005	16.3	20.4	12.1	34.0	-3.0	1,257	2.0	11.0	南南東
2006	16.3	20.4	12.4	36.8	-3.3	2,104	1.8	13.0	南南西
2007	17.1	21.4	12.8	37.6	-3.5	1,225	1.8	11.0	北北西
2008	16.3	20.4	12.3	36.1	-1.6	1,659	1.7	9.0	北
2009	16.7	20.9	12.4	35.1	-3.1	1,712	1.8	11.2	南

アメダス前原局：所在地；糸島市前原西，標高；2m

出典) 気象庁 HP：過去の気象データ検索より作成

4 . 人口

人口は福岡県内第7位で、ゆるやかな増加傾向にあります。

糸島市の人口及び面積等

人口	100,551 人	有権者数	80,818 人
男性	47,963 人	議員定数	24 人
女性	52,588 人	第1次産業就業人口率	10.3%
65歳以上人口	21,324 人	第2次産業就業人口率	19.3%
高齢化率	21.2%	第3次産業就業人口率	69.6%
15歳未満人口	14,498 人	・人口、世帯数、65歳以上人口と高齢化率、15歳未満人口と年少率、外国人登録者数は、平成22年3月末日現在の住民基本台帳及び外国人登録台帳による。 ・有権者数は、平成22年3月2日の定時登録による。 ・産業別就業人口率は、旧一市二町の平成17年国勢調査結果集計による。	
年少率	14.4%		
世帯数	36,432 世帯		
外国人登録数	518 人		

出典) 糸島市プロフィール：人口および面積等 (糸島市HP)

5. 産業及び経済

糸島市の産業をみると第3次産業の就業者数が多く、就業者数に占める割合は約7割となっており、他市町村への通勤している労働者が多くなっています。また、課税所得からみた平成19年度の経済規模は1,139億円となっています。

糸島市の産業及び経済

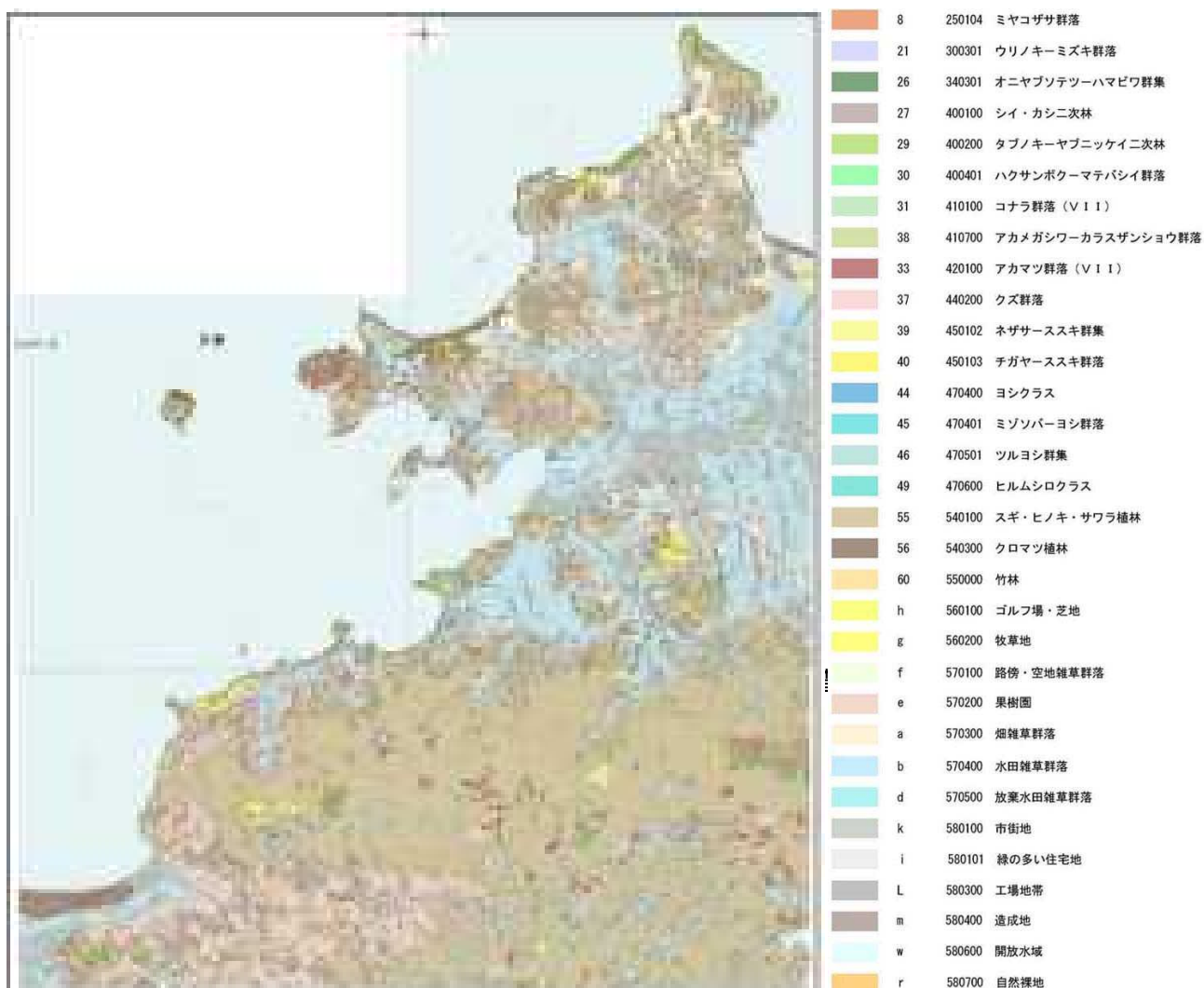
項目	単位	年度	糸島市	前原地区	二丈地区	志摩地区
課税対象所得	百万円	19	113,959	81,474	14,378	18,107
納税義務者数	人	19	38,594	26,937	5,132	6,525
事業所数	事業所	18	3,041	2,164	365	512
第2次産業事業所数	事業所	18	539	347	72	120
第3次産業事業所数	事業所	18	2,489	1,813	291	385
労働力人口	人	17	50,252	34,231	6,925	9,096
就業者数	人	17	46,848	31,850	6,494	8,504
完全失業者数	人	17	3,404	2,381	431	592
第1次産業就業者数	人	17	4,802	2,332	876	1,594
第2次産業就業者数	人	17	9,019	6,096	1,296	1,627
第3次産業就業者数	人	17	32,596	23,144	4,173	5,279
雇用のある事業主数	人	17	1,678	1,112	209	357
雇用のない事業主数	人	17	4,662	2,751	703	1,208
市内で従業する就業者数	人	17	30,245	19,783	4,361	6,101
他市町村への通勤者数	人	17	21,975	16,235	2,597	3,143
他市町村からの通勤者数	人	17	5,372	3,911	688	773
農業従事者数	人	17	4,301	2,269	744	1,288
農業産出額	百万円	17	16,350	9,160	2,790	4,400
漁業従事者数	人	17	483	51	130	302
漁業陸揚金額	百万円	17	2,107	145	625	1,337
製造事業所数(従業者4人以上)	事業所	19	79	41	17	21
製造事業所従業者数(従業者4人以上)	人	19	2,000	698	764	538
製造品出荷額等(従業者4人以上)	百万円	19	39,742	21,815	8,605	9,322
卸・小売業数	事業所	20	825	599	108	118
卸・小売業従業員数	人	20	5,435	4,034	594	807
卸・小売業年間販売額	百万円	20	97,749	77,197	10,248	10,304
観光入込客数	千人	19	4,041	1,352	1,208	1,481
標準価格(平均価格:住宅地)	円/㎡	19		57,400	26,400	33,400
標準価格(平均価格:商業地)	円/㎡	19		140,500	39,000	

出典) 糸島市の産業と経済(糸島市HP)

6 . 自然環境

6-1 市内の植生

市内の植生をみると、糸島平野を中心とした市街地周辺の水田雑草群落ที่広がり、南部の脊振山地を中心としてスギ・ヒノキ・サワラ植林が大半を占めています。糸島半島の立石山には海岸沿いのアカマツ群落が見られます。



6-2 糸島市内に生息する希少な動植物

福岡県の希少野生生物(福岡県レッドデータブック 2001)によると、市内には、希少種として、以下に示す動植物の生息が確認されています。

糸島市市内で確認されている希少動植物

区分	希少な植物群落
植物群落	クロマツ群落, コウボウムギ群落, ブナ群落, ハチジョウススキ群落, ハマヒサカキ群落, ハマビワ群落, マテバシイ群落, ミヤコザサ群落

区分	種の数	種名
植物	33	アカソ, アカメクジャク, イワデンダ, エゾオオバコ, オオイワヒトデ, キセワタ, サキモリイヌワラビ, シナミズニラ, ダルマギク, ツルソバ, トモエソウ, ナギラン, ナンゴクデンジソウ, ノハラテンツキ, ヒキヨモギ, ヒナラン, ヒノキシダ, ヒロハテンナンショウ, ホソバナライシダ, マツバラ, マルバノホロシ, ミズキカシグサ, ミヤマイトチシダ, ムヨウラン, ヤマブキソウ, クサコアカソ, シコクハタザオ, ルイヨウボタン, タンナトリカブト, ツクシトウヒレン, ハマボウ, ホソバナコバイモ, ムラサキセンブリ,
哺乳類	4	コキクガシラコウモリ, ニホンザル, ユビナガコウモリ, カヤネズミ
鳥類	19	カラシラサギ, クロツラヘラサギ, ヘラシギ, アオバズク, トモエガモ, ホウロクシギ, マナヅル, アカハジロ, オオタカ, オオルリ, キビタキ, コクガン, ハチクマ, ミサゴ, カササギ, サシバ, カンムリウミスズメ, カラスバト, ハヤブサ
爬虫類	1	アカウミガメ
両生類	5	トノサマガエル, カスミサンショウウオ, ニホンアカガエル, ニホンヒキガエル, アカハライモリ
淡水魚類	6	サケ, ドジョウ, カワアナゴ, シロウオ, メダカ, アユ
鱗翅類	8	クロシジミ, ヒカゲチョウ, ヒメキマダラセセリ, ミヤマセセリ, メスグロヒョウモン, シルビアシジミ, クロツバメシジミ, ツマグロキチョウ
昆虫類	6	ドワイロハマベゴムシ, エサキアメンボ, フタコブルリハナカミキリ, エサキメクラチビゴミムシ, コガタノゲンゴロウ, コオイムシ
陸・淡水産貝類	19	キヌカツギハマシイノミ, ナラビオカミミガイ, イシマキガイ, オキキゼル, カワザンショウガイ, クリイロカワザンショウ, ヤマタニシ, ハマシイノミガイ, オオウスイロヘソカドガイ, カワザンショウガイ, フトヘナタリ, カタマメマイマイ, サナギガイ, ノミガイ, ヤマボタルガイ, アズキガイ, オカミミガイ, スナガイ, マルタニシ
淡水動物	4	ハクセンシオマネキ, ホウネンエビ, アリアケモドキ, カウスナガニ

6-3 自然公園等

糸島市は景観的に優れた自然公園、緑地を多く有しており、市民の自然との触れ合い活動の場、余暇活動の場として親しまれています。

市内の国定公園等

公園名	概要
玄海国定公園	玄界灘に臨む福岡、佐賀、長崎三県の海岸線を区域にした公園である。東は北九州市の若松の遠見ヶ鼻から、西は長崎県の鷹島に至るまでの100余kmにおよんでいる。
脊振雷山県立自然公園	脊振雷山系に広がる自然公園である。公園面積は8,171km ² 。自然歩道や園地、野営施設等が整備されている。

市内の公園施設等

公園・施設名	概要
森林公園 樋の口ハイランド	脊振雷山系の標高600mの地に位置し、玄界灘を一望できるレクリエーション施設。春は桜並木やツツジ、夏はシャクナゲ、秋はモミジが楽しめる。
森林公園 真名子木の香ランド	二丈岳の中腹、標高400mの地に位置し、緑の木立に囲まれたレクリエーション施設。キャンプ場などを備え、バーベキューや川遊びなどを楽しめる。
白糸の滝ふれあいの里	県指定名勝白糸の滝と県指定天然記念物萬龍楓(樹齢約300年といわれる)のそばに位置する自然とのふれあい施設である。隣接する「白糸の滝」は、標高900mの羽金山の中腹に位置し、高さ24mから真っ白な飛沫を上げて美しく流れ落ちる様子は、圧巻である。
農業公園 ファームパーク伊都国	怡土校区内の田園風景を利用したファームパーク伊都国は、都市と農村の交流拠点施設である。伊都国歴史博物館も隣接し、周辺には、平原遺跡や三雲南小路遺跡、怡土城跡など、多くの歴史的遺産が点在している。

7. 生活環境

7-1 大気質

福岡県が糸島総合庁舎敷地内に大気一般監視局を設置し、大気環境の測定を行っています。
平成 17 年度から平成 20 年度までの測定結果は次のとおりです。

大気質測定結果（糸島局 平成 17 年度～平成 20 年度）

二酸化窒素 (NO₂)

測定局名	年度	年平均値 [ppm]	日平均値の年間 98%値[ppm]	環境基準
糸島	17	0.008	0.019	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾー ン内又はそれ以下であること。
	18	0.009	0.022	
	19	0.009	0.022	
	20	0.009	0.021	

出典) ふくおかの大気環境(環境基準・測定局・測定結果・VOC・アスベスト・フロン)
大気汚染物質測定結果(福岡県 HP)

浮遊粒子状物質 (SPM)

測定局名	年度	年平均値 [mg/m ³]	日平均値の 2% 除外値[mg/m ³]	環境基準
糸島	17	0.026	0.060	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下である こと。
	18	0.025	0.063	
	19	0.025	0.082	
	20	0.021	0.051	

出典) ふくおかの大気環境(環境基準・測定局・測定結果・VOC・アスベスト・フロン)
大気汚染物質測定結果(福岡県 HP)

二酸化硫黄 (SO₂)

測定局名	年度	年平均値 [ppm]	日平均値の 2% 除外値[ppm]	環境基準
糸島	17	0.004	0.007	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であるこ と。
	18	0.003	0.008	
	19	0.003	0.009	
	20	0.003	0.006	

出典) ふくおかの大気環境(環境基準・測定局・測定結果・VOC・アスベスト・フロン)
大気汚染物質測定結果(福岡県 HP)

オキシダント (O_x)

測定局名	年度	昼間の 1 時間値の 年平均値[ppm]	昼間の日最高 1 時間 値の年平均値 [ppm]	環境基準
糸島	17	0.043	0.061	1 時間値が 0.06ppm 以下である こと。
	18	0.039	0.055	
	19	0.039	0.054	
	20	0.034	0.047	

出典) ふくおかの大気環境(環境基準・測定局・測定結果・VOC・アスベスト・フロン)
大気汚染物質測定結果(福岡県 HP)

7-2 水質

糸島市では、毎年1月頃に河川や地下水の水質調査を行っています。その結果によると、河川の水質は全般的に改善が進んでいると考えられます。また、より一層の改善を図るための下水道普及事業は、河川の水質を守る取り組みとして、とても重要となっています。

河川・ため池調査

河川などの水質検査は昭和57年度から実施しており、現在は、河川・ため池などの生活環境項目（BOD，SS，COD，窒素，リン、アンモニア性窒素など11項目）を市内84個所で毎年実施しています。

BOD (mg/L) の測定結果の推移 (主な個所)

測定場所	10年前	平成19年	平成20年	平成21年
瑞梅寺川 高田 久保田橋	2.4	1.1	0.5 未満	0.8
雷山川 潤 潤橋	3.8	1.4	1.9	1.4
雷山川 新田 加布羅橋	2.0 未満	1.9	1.5	4.4
長野川 神在 堂山橋	2.0 未満	1.1	0.6	1.2
長野川 長野 門口橋	2.0 未満	1.1	0.5 未満	1.4
浦志川 浦志 浦志橋	3.4	1.0	0.5 未満	1.0
伏龍池 篠原西	17.6	5.6	4.4	5.2
丸田池 前原西	4.8	4.1	5.4	4.6
福吉川	0.5 未満	0.8	1.6	0.6
柳川	1.0	1.1	1.8	0.8
一貴山川	0.7	0.5	1.6	0.5
羅漢川	1.4	1.5	2.4	1.6
桜井川 下流 松井	0.8	2.2	2.0 未満	2.0 未満
初川 大石 大石橋	2.2	3.1	2.0 未満	2.0 未満
小金丸川 志摩橋	2.4	3.0	2.0 未満	2.0 未満
沖田川 引津小学校付近	8.4	2.4	2.0 未満	2.0 未満

農薬調査

ゴルフ場下流水路など農薬（30項目）を3個所の地点で検査しています。

地下水（井戸水）調査

水道水質基準に関する省令に定められた38項目について11個所の地点で実施しています。

また、糸島市内の主要な河川において福岡県による公共用水域の測定も行われています。河川ごとに河川水質の汚れの程度に差があるものの、近年は概ね横ばい傾向で推移しています。唐津湾の水質については、環境基準を満足している状況にあります。

筑前海流入河川の水質の推移

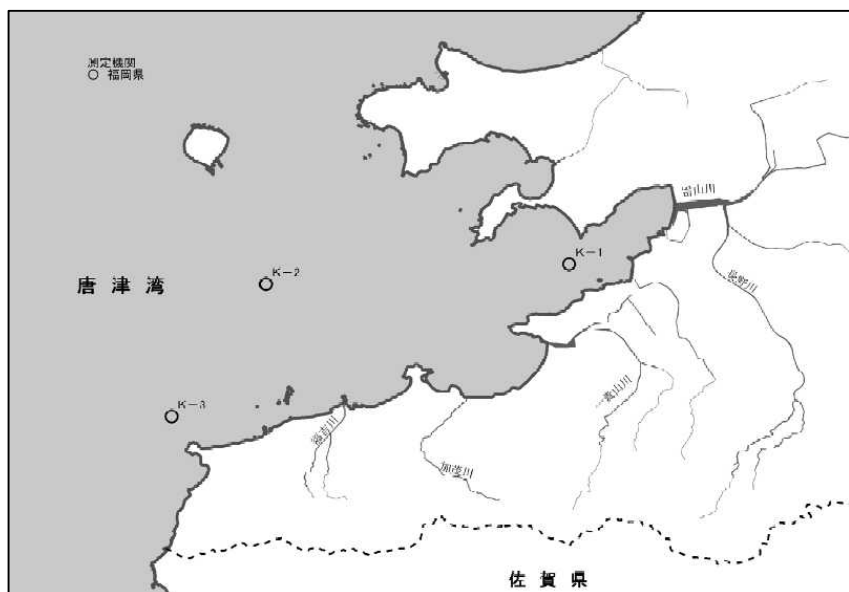
水域名	地点名	類型	基準値	BOD 75%値 (mg/L)				
				H16	H17	H18	H19	H20
桜井川	汐井橋	A	2	1.3	1.6	2.1	2.0	1.7
雷山川	加布羅橋	A	2	2.2	4.0	2.9	2.5	2.7
雷山川(長野川)	赤坂橋	A	2	1.0	1.2	1.6	1.1	1.4
一貴山川	深江橋	A	2	1.0	1.5	1.2	1.6	2.5
加茂川	佐波橋	A	2	0.6	0.7	0.9	0.8	0.9
福吉川	福吉橋	A	2	1.1	1.2	2.6	1.0	1.8

唐津湾の水質の推移

水域名	地点名	類型	基準値	COD 75%値(mg/L)				
				H16	H17	H18	H19	H20
唐津湾(1)	K-1	A	2	0.8	0.9	0.9	1.0	0.8
唐津湾(1)	K-2	A	2	0.6	0.7	0.6	0.5	0.7
唐津湾(1)	K-3	A	2	0.5	0.8	0.8	0.7	0.7
環境基準達成率				100	100	100	100	100
				(3/3)	(3/3)	(3/3)	(3/3)	(3/3)

水域名	地点名	類型	基準値	全窒素(mg/L)				
				H16	H17	H18	H19	H20
唐津湾(1)	K-1		0.3	0.19	0.21	0.28	0.20	0.25
唐津湾(1)	K-2		0.3	0.15	0.14	0.21	0.16	0.18
唐津湾(1)	K-3		0.3	0.17	0.15	0.23	0.16	0.16
唐津湾(1)の年間平均値				0.17	0.17	0.24	0.17	0.20

水域名	地点名	類型	基準値	全燐(mg/L)				
				H16	H17	H18	H19	H20
唐津湾(1)	K-1		0.03	0.018	0.020	0.025	0.022	0.028
唐津湾(1)	K-2		0.03	0.012	0.016	0.016	0.014	0.019
唐津湾(1)	K-3		0.03	0.500	0.016	0.018	0.015	0.016
唐津湾(1)の年間平均値				0.015	0.017	0.020	0.017	0.021



出典)平成21年版環境白書(福岡県)

7-3 ダイオキシン類

旧前原市では、毒性の強い化学物質「ダイオキシン類」の濃度測定のため、平成19年度まで大気中と土壌中の調査を実施しており、検出された数値はいずれも国の基準値以下となっています。

大気中ダイオキシン濃度の測定結果

調査箇所	測定結果 (pg-TEQ/m ³)	測定年度	環境基準 (pg-TEQ/m ³)
糸島総合庁舎	0.034	平成17年	0.6
長糸公民館	0.018	平成17年	
波多江公民館	0.023	平成17年	
加布里公民館	0.044	平成17年	
怡土公民館	0.089	平成17年	
雷山小学校	0.023	平成17年	

pg(ピコグラム) : 1兆分の1グラムを表す重さの単位

出典) 水質検査 (糸島市 HP)

土壌中ダイオキシン濃度の測定結果

調査箇所	測定結果 (pg-TEQ/m ³)	測定年度	環境基準 (pg-TEQ/m ³)
泊第一公園 (泊)	0.073	平成17年	1000
ファームパーク (高祖)	0.012	平成17年	
川上六所神社 (本)	0.039	平成17年	

pg(ピコグラム) : 1兆分の1グラムを表す重さの単位

出典) ダイオキシン類検査 (糸島市 HP)

8 . 快適環境

8 - 1 廃棄物等

糸島市内の廃棄物処理状況について、現在、市内の廃棄物は糸島市クリーンセンターにおいて処理が行われています。また、ごみの収集については、「もえるごみ」、「資源物（缶、びん、ペットボトル）」、「その他もえないごみ（金属類・ガラス等われもの類）」は市指定の専用袋で排出し、市が委託の収集運搬業者により糸島市クリーンセンターに搬入し処理しています。

事業所のごみは、市指定の事業所専用袋により収集運搬許可業者が収集し、糸島市クリーンセンターに搬入し処理を行っています。

また、糸島市では、ごみの減量化と地球温暖化防止の取り組みの一環として、「生ごみゼロ大作戦」を展開しており、市民の生ごみ堆肥化容器を購入に対して補助金交付を行っています。

ごみの搬入量実績、処理実績は次のとおりです。

廃棄物処理関連施設の状況

施設名	施設概要
糸島市クリーンセンター	<ul style="list-style-type: none">・ごみ熔融処理施設・リサイクルプラザ・埋立処分場

【ごみ熔融処理施設】

ごみ熔融処理施設は、ごみ質の多様化に対応するため、製鉄用溶鉱炉の技術に基づき開発されたごみ処理技術で、ごみを溶かして処理するものである。処理後に発生する残さをスラグとメタル（鉄粒）として取り出し、スラグはコンクリート二次製品や道路の路盤材、メタルは重機のカウンターウエイトなどに再利用することにより、最終処分を要するのは飛灰のみとなり、埋め立て処分量を従来の10分の1に削減することができる。また、ダイオキシン類対策については触媒反応塔を設置し化学的に分解する方式を採用するとともに、省エネルギー対策としてごみ発電による電力の活用や蒸気の利用を織り込むなど環境保全にも十分配慮した施設となっている。

8 - 2 し尿処理

市内のし尿処理については、公共下水道事業、合併浄化槽、農業集落排水事業、個別排水事業、汲み取りにより処理を行っています。近年は、公共下水道事業や農業集落排水事業等の整備に伴い、し尿収集世帯は減少しています。また、し尿処理センターでは、合併浄化槽から発生する汚泥を投入処理しています。

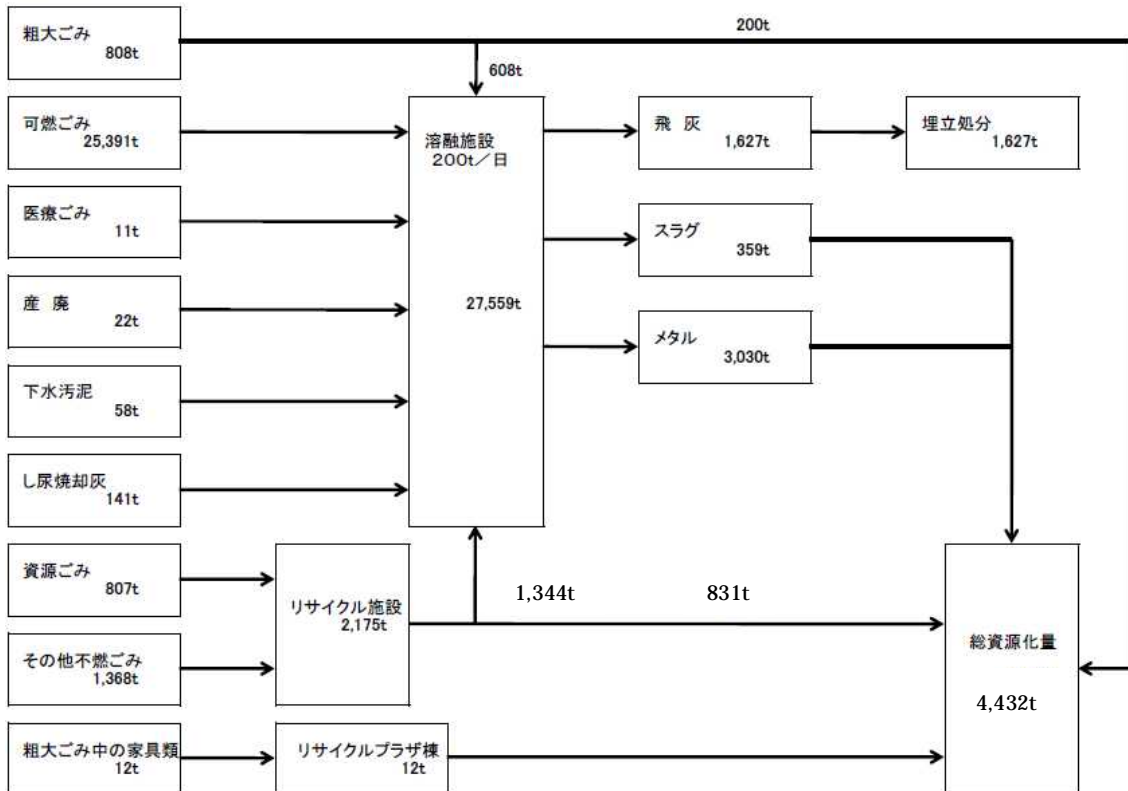
ごみ搬入量実績

(単位：t)

年度	可燃ごみ	資源ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	その他	合計	備考
平成 12 年度	22,539	1,117	1,336	1,128	571	26,691	新施設の稼働
平成 13 年度	23,920	1,024	1,462	791	773	27,970	
平成 14 年度	24,420	938	1,462	1,068	610	28,498	
平成 15 年度	25,646	943	1,530	1,313	393	29,825	
平成 16 年度	25,897	941	1,535	1,580	355	30,308	
平成 17 年度	26,703	947	1,523	1,905	248	31,326	災害ごみ含む
平成 18 年度	26,658	952	1,552	1,642	221	31,025	
平成 19 年度	26,757	898	1,472	844	204	30,175	
平成 20 年度	25,961	818	1,430	778	320	29,307	
平成 21 年度	25,391	807	1,368	820	232	28,618	

平成21年度ごみ処理実績

総搬入量 28,618t



平成 21 年度の処理実績

9 . 環境保全体制について

糸島市の環境保全に関する条例や規則等の制定状況は次のとおりです。

糸島市例規集「第4章 環境保全」に収録された条例等

名 称	制 定	番 号
糸島市環境基本条例	平成 22 年 1 月 1 日	条例第 113 号
糸島市環境審議会規則	平成 22 年 1 月 1 日	規則第 125 号
糸島市あき地等の管理及び環境保全に関する条例	平成 22 年 1 月 1 日	条例第 114 号
糸島市あき地等の管理及び環境保全に関する条例施行規則	平成 22 年 1 月 1 日	規則第 126 号
糸島市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例	平成 22 年 1 月 1 日	条例第 115 号
糸島市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例施行規則	平成 22 年 1 月 1 日	規則第 127 号
糸島市ゴルフコース等の設置に関する指導規程	平成 22 年 1 月 1 日	告示第 98 号

出典) 糸島市 HP

目標別の主な事業及び数値目標の考え方

「目標1：地球にやさしい生活を実践し循環型・低炭素社会を実現する」の主な事業

施策の方針	計画指標	現状値	目標値	目標値の考え方(所管課)
1-1 3R・廃棄物の適正処理の推進	1日1人当たりのごみ排出量	780g (H21年度)	604g (H27年度)	対前年比5%減 (生活環境課)
	リサイクル率	23% (H20年度)	33% (H27年度)	毎年2%増(対現状値) (生活環境課)
	段ボールコンポスト補助基数	4,980個 (H21年度)	6,350個 (H27年度)	対前年比5%増 (生活環境課)
	エコショップ登録店	- (H22年度)	30店 (H27年度)	制度を創設 (生活環境課)
	行政区内資源回収拠点設置個所数	44個所 (H22年度)	100個所 (H27年度)	163行政区の60% (生活環境課)
1-2 低炭素社会実現の推進	糸島市内の二酸化炭素排出量	426千トン (H19年度)	368千トン (H27年度)	対前年比3%の減 (生活環境課)
	公共施設等の二酸化炭素排出量	25,035トン (H21年度)	21,500トン (H27年度)	対前年比3%の減 (関係課)
	地産地消率	32% (H21年度)	37% (H27年度)	毎年1%増(対現状値) (農業振興課)
	地産地消応援団店舗数	73店舗 (H21年度)	170店舗 (H27年度)	毎年20店舗増(対現状値) (農業振興課)
1-3 再生可能エネルギーの導入	バイオマス活用推進基本計画の策定	未策定 (H22年度)	策定 (H27年度)	新規作成 (農業振興課)
	公共施設へのクリーンエネルギー導入件数	4施設 (H21年度)	8施設 (H27年度)	現状値の2倍 (関係課)
	エコ公用車の導入件数	1台 (H21年度)	5台 (H27年度)	現状値の5倍 (管財契約課)

「目標2:糸島に息づく自然環境を保全・再生する」の主な事業

施策の方針	計画指標	現状値	目標値	目標値の考え方(所管課)
2-1 多様な自然 環境の保全	荒廃森林整備面積	300ha (H21年度)	1,000ha (H27年度)	毎年140haの増 (農林土木課)
	広葉樹の森の 整備面積	3,000㎡ (H21年度)	7,000㎡ (H27年度)	毎年800㎡の増 (農林土木課)
	水源涵養保安林等 の指定区域拡大	3,350ha (H21年度)	3,390ha (H25年度)	毎年10haの増(H22~) (農林土木課)
	担い手への 農地集積率	42% (H21年度)	72% (H27年度)	毎年6%の増(対現状値) (農業振興課)
	水質検査箇所数	71か所 (H21年度)	90か所 (H27年度)	現状値から19か所増 (生活環境課)
	河川の平均 BOD数値	1.8 (H21年度)	1.0 (H27年度)	現状値から0.8ポイント減 (生活環境課)
	景観計画区域 の指定	0か所 (H21年度)	1か所 (H27年度)	新規作成 (都市計画課)
2-2 豊かな自然 の再生	汚水処理人口 普及率	80.46% (H21年度)	90.0% (H27年度)	毎年2%の増(対現状値) (下水道課)
	農家戸数	2,656戸 (H17年度)	2,500戸 (H27年度)	現状値の約5%抑制 (農業振興課)
	エコファーマー 認定農業者数	305戸 (H21年度)	330戸 (H27年度)	毎年5戸の増(対現状値) (農業振興課)
	減農薬減化学肥料栽 培認証制度認定者数	27戸 (H21年度)	40戸 (H27年度)	毎年2戸程度の増(対現状値) (農業振興課)
	新規就農者数	15人 (H21年度)	20人 (27年度)	現状値の1/3増 (農業振興課)
	耕作放棄地の 耕作再開面積	0.5ha (H20年度)	13ha (H27年度)	毎年2.5haの増(対現状値) (農業委員会)
	広葉樹林化 実施箇所数	- (H21年度)	6か所 (H24年度)	毎年2箇所植樹(H22~) (農林土木課)
森林の間伐面積	- (H21年度)	680ha (H25年度)	毎年170haの間伐(H22~) (農林土木課)	
2-3 生物多様性 の保全	生物多様性地 域戦略の策定	未策定 (H22年度)	策定 (H27年度)	新規作成 (生活環境課)

「目標3:歴史、文化、自然とふれあえる快適な社会環境をつくる」の主な事業

施策の方針	計画指標	現状値	目標値	目標値の考え方(所管課)
3-1 歴史的風土・ 文化の保全	文化財の保存・ 整備・活用の 基本計画策定	未策定 (H21年度)	策定 (H23年度)	新規作成 (文化課)
	新町支石墓群 買上比率	38% (H21年度)	100% (H27年度)	該当地域を全て買い上げ (文化課)
	神楽の保存団体数	2団体 (H21年度)	2団体 (H27年度)	現状を維持 (文化課)
3-2 環境教育・学 習、環境保全 活動の充実	環境学習 プログラムの作成	未作成 (H21年度)	作成 (H27年度)	新規作成 (生活環境課)
	環境家計簿 登録者数	78世帯 (H22年度)	160世帯 (H27年度)	現状値の2倍 (生活環境課)
	環境サポーター、環 境ボランティア等の ネットワーク化	未整備 (H21年度)	整備 (H27年度)	新規事業 (生活環境課)
	環境講座・ イベントの開催	1回 (H21年度)	2回 (H27年度)	現状値の2倍 (生活環境課)
	食育に関する 農業体験事業数	20事業 (H21年度)	25事業 (H27年度)	毎年1事業の増(対現状値) (農業振興課)
	学生のための 食農事業数	5事業 (H22年度)	15事業 (H27年度)	現状値の3倍 (農業振興課)
	市民1人当たりの 公園の面積	4.87㎡ (H21年度)	5.0㎡ (H27年度)	現状値の2.7%増 (施設管理課)
3-3 自然、歴史と のふれあい 推進	自然歩道の 整備延長	約15km (H21年度)	約30km (H27年度)	現状値の1/3増 (商工観光課)

「目標4:安全・安心な生活環境をつくる」の主な事業

施策の方針	計画指標	現状値	目標値	目標値の考え方(所管課)
4-1 地域美化の 推進	地域環境パトロー ル協力団体数	1 団体 (H21 年度)	10 団体 (H27 年度)	毎年 2 団体の増(対現状値) (生活環境課)
	環境パトロー ルごみ回収量	88 トン (H21 年度)	75 トン (H27 年度)	毎年 2.5 トンの減(H22~) (生活環境課)
	犬のしつけ方教室 の開催数	年 1 回 (H22 年度)	年 3 回 (H27 年度)	現状値の 3 倍 (生活環境課)
	空き地管理に 関する指導件数	約 500 件 (H22 年度)	約 400 件 (H27 年度)	現状値の 20%減 (生活環境課)
4-2 生活環境の 保全	野焼きの苦情件数	約 60 件 (H22 年度)	約 48 件 (H27 年度)	現状値の 20%減 (生活環境課)
	災害廃棄物の処理 ・処分計画の作成	未作成 (H22 年度)	作成 (H27 年度)	新規作成 (生活環境課)
	災害時し尿収集・ 処理計画の作成	未作成 (H22 年度)	作成 (H27 年度)	新規作成 (生活環境課)

「目標5:協働の仕組みをつくる」の主な事業

施策の方針	計画指標	現状値	目標値	目標値の考え方(所管課)
5-1 協働の仕組 みづくり	出前講座等の 学習会参加者数	2,377 人 (H21 年度)	2,700 人 (H27 年度)	毎年 2.5%の増(対現状値) (生活環境課)
	「アグリコラボー いとしま」主体の 産学官連携事業数	- (H21 年度)	8 事業 (H27 年度)	新規事業 (農業振興課)
5-2 環境情報の 共有	環境情報サイト の構築	未整備 (H22 年度)	情報サイト の公開 (H27 年度)	新規作成 (生活環境課)
5-3 人材の育成 と活用	環境ボランティア 登録制度に基づく 登録団体数	- (H22 年度)	10 団体 (H27 年度)	新規事業 (生活環境課)
	環境ボランティア 登録制度に基づく 登録者数	- (H22 年度)	30 人 (H27 年度)	新規事業 (生活環境課)

用語解説

番号	用語	解説
1	【あ行】 アイドリングストップ	信号待ちや荷物の積み降ろしなど、駐停車時に自動車のエンジンを停止させること。燃料節約と排気ガス(CO ₂)削減の効果が期待される。
2	アグリコラボいとしま	糸島農業産学官連携推進協議会の通称。糸島地域の農業者、九州大学、農業関係機関が集まり、産学官相互の交流を推進し、知的資源や地域資源を生かして糸島地域の創造と活性化に寄与するために活動中。
3	アゾラ・クリスタータ	アカウキクサ科の浮遊性の水生シダで大きさは5cm程度。原産は、アメリカ大陸や欧州など。暖帯の湖沼、水田、水路などに生育する。絶滅危惧種の在来種アカウキクサに影響があると言われる。
4	一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物で、ごみとし尿に分類される。また、ごみは、一般家庭の日常生活から生じた「家庭ごみ」と事業活動によって生じた「事業系ごみ」に分類される。
5	エコショップ	簡易包装、レジ袋の削減、量り売り、環境負荷の少ない商品の販売などを行っている小売店を指す。
6	エコドライブ	環境負荷の低減に配慮した自動車の運転方法で、アイドリングストップや加減速の少ない運転、タイヤの空気圧の適正化などに心がけた運転を指す。
6	エコ事業所	福岡県内に所在する事業所のうち、電気や自動車の燃料削減など、地球にやさしい活動に取り組むことを宣言した事業所
8	エコファミリー	ふくおかエコライフ応援サイトやふくおかエコライフ応援BOOKで紹介される情報を参考に、家庭での電気、ガス、ガソリンなど省エネルギー・省資源に取り組む家庭のこと。
9	エコファーマー	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、認定を受けた農業者(認定農業者)の呼称。環境保全型農業導入資金や税制上の特例措置が受けられる。
10	LED電球	LED(発光ダイオード)を用いて、白熱電球などの代用として口金をソケットに直接装着できるようにした光源装置のこと。
11	オオキツネノカミソリ	ヒガンバナ科ヒガンバナ属の山野に生える多年草。キツネノカミソリの変種で、関東以西の本州から九州にかけて分布する。糸島市内の井原山中腹には、西日本一と言われる群生地がある。
12	オオクチバス	スズキ目サンフィッシュ科の淡水魚。北米南東部原産の移入種。別名ブラックバスと呼ばれる。ゲームフィッシングの普及により、全国に広がる。魚食性が強く、本来の生態系が破壊され問題になっている。
13	オゾン層	地上から10~50km上空の成層圏と呼ばれる領域のオゾン(O ₃)が豊富な層のこと。大気中のオゾンの約90%が集まっている。
14	温室効果ガス	太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、PFC類、六フッ化硫黄が削減対象の温室効果ガスと定められている。
15	【か行】 環境家計簿	家庭で使う電気・ガス・水道・ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素の排出量などの環境負荷を計算できる家計簿。
16	環境リスク	人為的活動によって生じた環境汚染や環境負荷が、環境の経路を通じて、ある条件のもと、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性のこと。
17	間伐	間伐とは、森林を育てるために森林に適度な光を入れ、木の過密化を解消するために木を間引く作業を指す林業用語。間引かれた木材は間伐材と言う。
18	グリーンツーリズム	緑豊かな農山村地域において、農林業の体験をするなど、自然、文化、農村の人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

19	グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境への影響を優先し、環境負荷ができるだけ少ないものを優先して購入すること
20	景観三法	日本の都市、農山漁村などにおける良好な景観の保全・形成を促進するための法律。日本初の景観に関する総合的な法律として知られる。
21	減農薬減化学肥料栽培認証制度	農薬の散布回数が県基準の半以下で、かつ化学肥料の使用量も半以下で農産物を生産することを認証する制度。財団法人福岡県農業振興推進機構により運営されている。
22	光化学オキシダント	大気中の炭化水素や窒素酸化物が紫外線などを吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。人の健康や植物へも影響を与える。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグと言う。
23	耕作放棄地	農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付がはっきりせず、今後数年間の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地(農地)のことを指す。
24	コマメ生活	全国地球温暖化防止活動センターが推進する「環のくらし」で推奨される地球にやさしいライフスタイルを指す。
25	【さ行】再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、風力、地熱、バイオマスなど枯渇の心配がない自然エネルギーのことを指す。
26	産業廃棄物	事業活動によって生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物を指す。
27	酸性雨	工場や自動車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中に取り込まれて、水素イオン濃度5.6以下になった酸性の雨のこと。土壌の酸性化による樹木の枯死などの影響をもたらす。
28	循環型社会	持続可能な社会を生み出すために、生産、流通、消費、廃棄といった流れの中で、資源の有効利用、さらに環境負荷を最小限に抑えることなどを目指す社会を言う。
29	水素エネルギー	水素は地球上で最も軽い気体で燃えやすい物質。燃えると水のみができ、次代を担うクリーンエネルギーとして注目されている。
30	水素タウン	糸島市内の南風台、美咲ヶ丘地区で行われている水素を利用した家庭用燃料電池の実証実験。その規模は、150世帯と世界最大で「水素タウン」と呼ばれている。
31	生物多様性	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さを言う。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定していると言える。
32	【た行】地産地消	地域で採れた農産物を地域の人たちが消費すること。地産地消の推進により、生産者と消費者の物理的、心理的距離を縮め、消費者ニーズに応えた生産や農業への理解を促進することが期待される。
33	地球温暖化	人間の活動の拡大により、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地球表面の温度が上昇すること。産業の発展に伴い、地球規模での気温上昇(温暖化)が進み、地球規模の課題となっている。
34	地球温暖化防止活動センター	地球温暖化対策の推進に関する法律によって定められたセンターで、県内の民間団体の中から県知事によって指定される。主な業務は、地球温暖化防止に関する啓発・広報活動、調査・研究活動など。
35	地球温暖化防止活動推進員	地球温暖化対策の推進に関する法律によって定められた地球温暖化防止活動を推進するために、県知事が委嘱する専門家。住民に対して、啓発や助言などを行う。
36	低炭素社会	温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる(カーボン・ニュートラル)社会を指す。二酸化炭素の排出を最小化するための配慮が徹底される社会システムの構築が必要。
37	出前講座	行政に関わる事業・制度について、市民の要請に基づき市職員が地域に出向いて説明会や講習会を実施する制度。

38	【な行】 燃料電池	水素と酸素を電気化学的に反応させて直接発電するもので、水素は、天然ガス、メタノールなどの石油代替燃料から生成し、酸素は、大気中の酸素を利用する。
39	【は行】 バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものを言う。廃棄物系バイオマスとして、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥などがある。
40	ハイブリット自動車	エンジンとモーターの2つの動力源を持ち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより省エネルギーと低公害を実現する自動車。
41	ハマボウ	アオイ科の落葉低木で、河口や海岸の砂泥地に生育する。県内では玄界灘から周防灘にかけてまれに見られる。雷山川下流の群生地は県下最大で、両岸約1kmの範囲にわたって生育している。
42	BOD	河川などの有機汚濁物質による汚れの度合いを示す数値で、水中の汚濁物質(有機物)が微生物により酸化分解されるのに必要な酸素量で表される。数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。
43	ヒートポンプ	二酸化炭素やオゾンなどの冷媒を圧縮し液化すると発熱し、膨張し気化させると吸熱する。この熱の移動を利用して冷暖房などを行うシステムを言う。
44	ふくおかエコライフ	今の生活レベルを落とさずに、まずは量を見直すことから始めて、楽しみながら無理せず二酸化炭素を減らす運動を言う。
45	福岡県レッドデータブック	福岡県内を対象として、絶滅のおそれのある野生生物をリストアップし、絶滅のおそれの度合い、生息状況、絶滅へ向かわせている要因や生態などについて記述したもの。現在、改訂版が作成中。
46	ブルーギル	スズキ目サンフィッシュ科の淡水魚。北米南東部原産の移入種。雑食性で水生昆虫から水生植物まで様々なものを食べる。繁殖力も強い。
47	ブルーツーリズム	島や沿岸部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。
48	【ま行】 マイバック運動	ごみを減らすことを目的に、買い物の際、レジ袋を受け取らず、買い物用のバックを持参しようという運動を言う。
49	ミツバツツジ	ツツジ科の落葉低木。関東、中部地方の中南部、温帯下部の山地林内に分布する。市内では、背振雷山山系の中腹地域に植生している。
50	緑のカーテン	建物の外側に、つる性の植物を育てることにより建物の温度上昇を抑える省エネルギー手法。光合成による二酸化炭素減少にもつながる。
51	【ら行】 ラブアースクリーンアップ	1992年に開催された「ローマ・クラブIN九州」を契機に、地球環境と地域行動の実践として、市民・事業者・行政が協力し、海岸や河川などの散乱ごみを回収する地域環境美化活動を指す。